
小郡市
第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画



平成27年3月

小郡市

ごあいさつ



小郡市は、平成22年度に第5次小郡市総合振興計画を策定し、「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」を将来像とし、その実現に向けて取り組んでいます。また、保健福祉分野では、基本構想を「やさしさあふれる健康と福祉づくり」として、政策実現に向けた取り組みを進めています。

さて、現在わが国は急速な高齢化が進んでおり、高齢化率が26.0%と超高齢社会を迎えています。本市におきましても、同様に超高齢社会を迎えており、今後も高齢化率は上昇するものと予想されています。

このような中、団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）に向け、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、地域医療・介護総合確保推進法が制定され、介護保険制度が大きく変わろうとしています。

この第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、第5期計画を踏襲しながら、「地域と共に支える 高齢者のまちづくり」の基本理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域や自宅で、永年築いた知識や能力等を十分に発揮し、尊厳ある自立した生活を送れるよう、認知症施策、医療との連携及び生活支援サービスなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者福祉分野の総合的計画として策定しました。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました「小郡市老人福祉計画作成協議会」の委員の方々をはじめ、高齢者福祉実態調査及び高齢者福祉・介護に係る課題調査にご協力いただきました多くの皆様に、心から厚く感謝を申し上げあいさついたします。

平成27年3月

小郡市長 **平安 正知**

《 目 次 》

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
第2章 小都市の高齢者等を取り巻く現状.....	7
1 高齢者の現状.....	7
2 介護保険事業の現状.....	10
3 各種調査結果からみえる現状.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
1 基本理念.....	29
2 基本目標.....	30
3 施策の体系.....	32
第4章 計画の将来的な枠組み.....	35
1 日常生活圏域の枠組み.....	35
2 将来推計.....	36
3 中・長期推計.....	38
第5章 施策の内容.....	41
基本目標1 福祉意識の向上と地域で支え合う仕組みづくり.....	41
基本目標2 介護予防の推進.....	48
基本目標3 高齢者の社会参加と生活環境の整備.....	57
基本目標4 自立と安心につながるサービス提供の仕組みづくり.....	66
基本目標5 介護保険サービスの充実.....	77
第6章 介護保険事業にかかる費用と保険料の算出.....	87
1 事業費算出の流れ.....	87
2 事業費の見込み.....	88
3 所得段階別加入者数.....	91
4 第1号被保険者介護保険料基準額.....	92
5 中・長期推計.....	94

第7章 計画の推進体制	99
1 サービスの適正化と質の向上	99
2 関係機関との連携	100
3 計画の進行管理及び点検	101
4 計画の周知	101
資料編	102

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な高齢化が進むわが国では、全国の高齢化率が26.0%（平成26年10月現在）と、既に超高齢社会を迎えており、加えて、2025年（平成37年）にはいわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護サービスに対するニーズは今後さらに増加していくと予想されています。

一方で、介護保険制度が開始されてから15年以上が経過し、この間、地域包括支援センターの整備といった地域による介護の充実や介護予防重視型のシステムへの転換など、本格的な超高齢社会の到来に備えた取り組みが行われてきました。しかし、介護保険料の高騰、介護従事者の不足などの従来の制度だけでは十分に対応しきれない日常生活の支援のあり方など、課題も多く残されています。

こうした中、超高齢社会に対応する社会保障を設計するため、社会保障・税一体改革が行われました。その中で、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）が成立し、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することが打ち出されました。

同法で介護分野では、「在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化すること」、「特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化すること」、「一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げること」などが定められました。特に地域支援事業の充実（新しい介護予防・日常生活支援総合事業の本格的な実施等）に代表されるように、高齢者と密接に関わることができる市町村は、より一層大きな役割が求められることとなります。

小郡市では、このような状況を十分に踏まえ、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、「小郡市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

【介護保険制度の経緯】

第1期（平成12年度～平成14年度）

- ・ 「サービスを（1割の利用負担で）利用」の始まり
- ・ ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの利用増加＋多様なサービスの実施

第2期（平成15年度～平成17年度）

- ・ 施設入所の適正化を図る
- ・ 要支援、要介護1の軽度者が増加
- ・ ケアマネジャー等の資質向上など、在宅介護力の強化を図る

第3期（平成18年度～平成20年度）

- ・ 介護予防システムの構築（要支援1・2区分、予防給付、地域支援事業の創設）
- ・ 高齢者の尊厳を考えたケアの確立
- ・ 地域密着型サービスの創設
- ・ 「量」から「質」へ「施設」から「在宅」へ 市町村主体の地域福祉力による地域ケアの視点を重視
- ・ 要支援予備群の要支援（介護）化ならびに要支援者の要介護化を予防するさまざまな施策のもと、その効果を考慮して適正な保険料を算出

第4期（平成21年度～平成23年度）

- ・ 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- ・ 介護給付の適正化（要介護認定やケアマネジメント等の適正化）
- ・ 介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督等の適切な実施
- ・ 介護サービス従事者の処遇改善への対応（介護報酬のプラス改定）
- ・ 地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携
- ・ 介護療養病床廃止に向けた取り組み（平成23年度末までに廃止）

第5期（平成24年度～平成26年度）

- ・ 医療、介護、予防、生活支援、住まいが連携した包括的な支援（地域包括ケア）を推進
- ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設
- ・ 保険者の判断で予防給付と生活支援サービスの総合的な実施（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・ 介護療養病床の廃止期限を猶予（平成30年3月末までに延期）

第6期（平成27年度～平成29年度）

- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 一部要支援認定者向けサービスを介護予防給付から地域支援事業等に移行
- ・ 「在宅医療」と「介護サービス」の連携強化（在宅生活を維持していくための医療・介護が連携したサポート）
- ・ 一定以上の所得がある利用者の自己負担割合を2割へ引き上げ
- ・ 特別養護老人ホーム入所基準の厳格化（原則として要介護3以上に）

【地域医療・介護総合確保推進法の主な内容】

項 目	内 容
①要支援者向けサービスの地域支援事業への移行	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1・2の訪問介護・通所介護について介護予防給付から市町村事業（地域支援事業）へ移行
②特別養護老人ホーム入所基準の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームの入所は、原則として要介護3以上に変更
③一定以上の所得者の利用料負担割合の引き上げ（1割から2割）、高額介護限度額引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 一定以上所得者のサービス利用時の自己負担を1割から2割に引き上げ サービス利用時の自己負担の月額上限の引き上げ
④地域包括ケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> 2025年を目途に医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現 地域ケア会議の設置
⑤認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症ケアパスの普及 初期集中支援チームの設置 認知症地域支援推進員の設置
⑥地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革	<ul style="list-style-type: none"> 病床の機能分化・連携のため都道府県地域医療構想（ビジョン）の策定 有床診療所等の役割の医療法への位置付け 在宅医療の推進と介護の連携

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

「市町村老人福祉計画」は、介護保険の給付対象及び給付対象外の老人福祉事業を含めた、地域における高齢者福祉全般にかかる計画として位置づけられています。

一方、「市町村介護保険事業計画」は、厚生労働大臣の定める基本方針に即して、保険者である当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

両計画は法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、高齢者施策を推進していくという方向性は同じであるため、一体のものとして策定することが義務づけられています。

小郡市では、これまで「市町村老人福祉計画」を『老人福祉計画』と表記してきましたが、社会情勢や他市町村の動向を鑑みて、『高齢者福祉計画』という表記に変更することとしました。

老人福祉計画

高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。

介護保険事業計画

適正な介護保険サービスの実施量及び地域支援事業に関する事業量等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

関係法令

<老人福祉法>

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

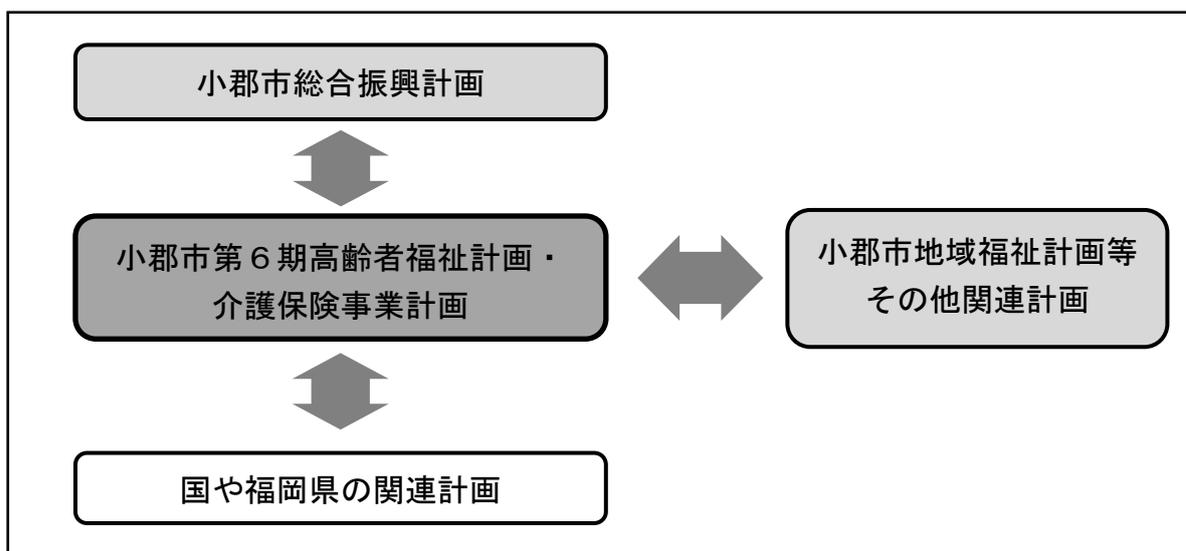
<介護保険法>

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 関連計画との連携

「小郡市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、市の最上位計画である小郡市総合振興計画をはじめ、他の関連計画及び国・福岡県の関連計画との整合・連携を図ります。

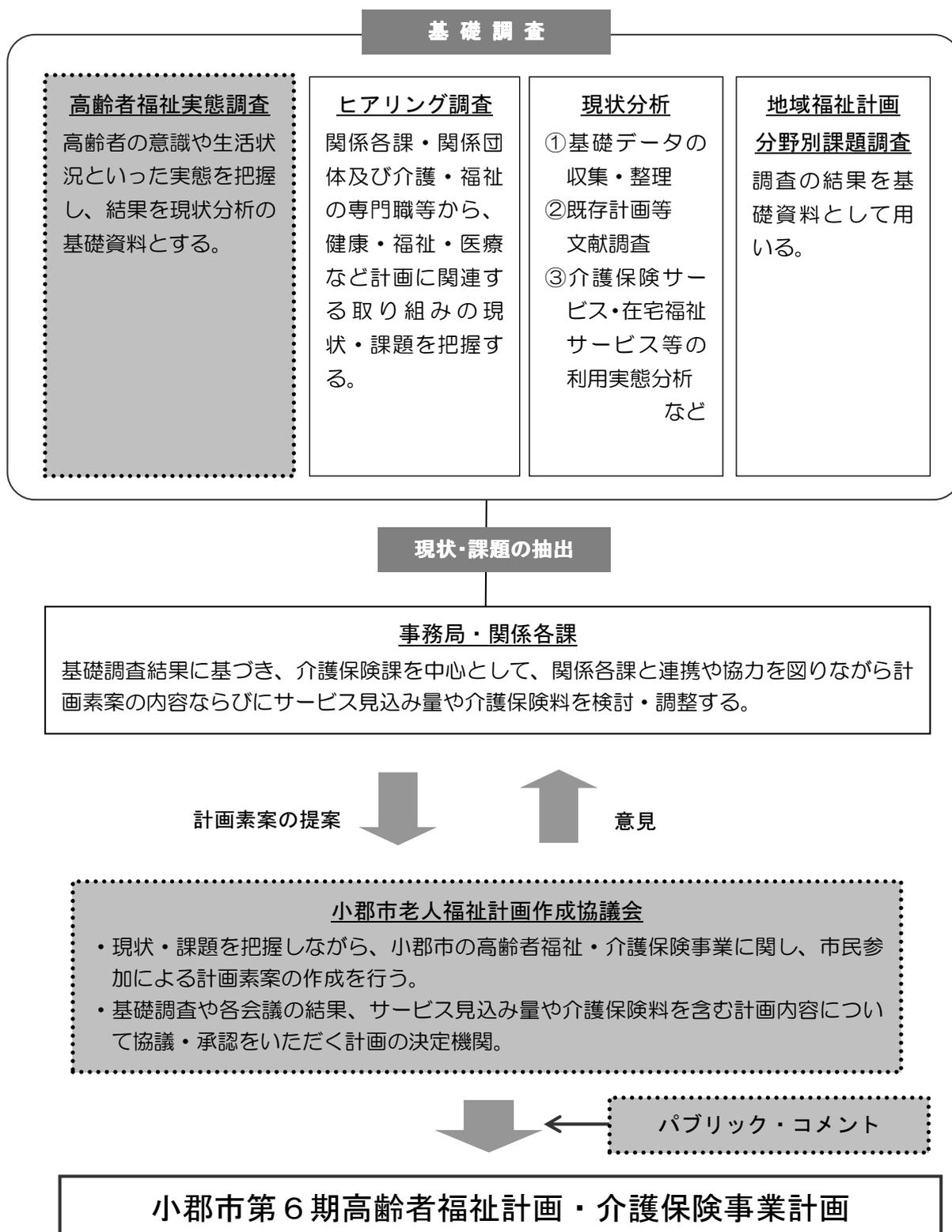


3 計画の期間

「小郡市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は平成27年度からの3か年計画として策定します。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小郡市第5期老人福祉計画・ 介護保険事業計画					
		見直し	小郡市第6期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		

4 計画の策定体制



※  は、市民参加による策定プロセス

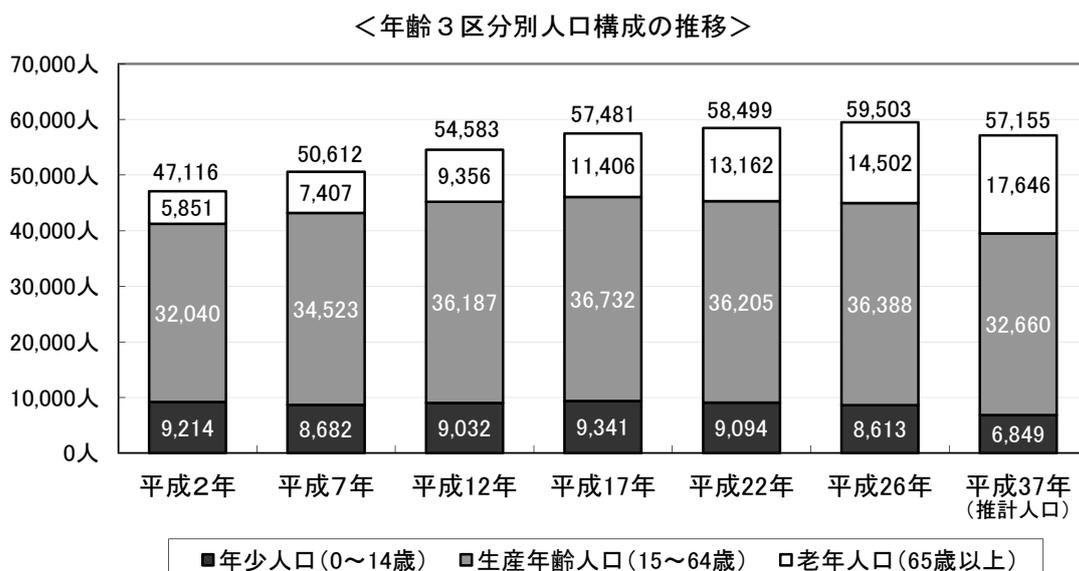
第2章 小郡市の高齢者等を取り巻く現状

1 高齢者の現状

(1) 年齢区分別人口構成の推移

小郡市の総人口は年々増加しており、平成2年から平成26年にかけて約12,000人増加しています。

また、年齢3区分別の人口構成の推移をみると、老年人口（65歳以上）が、平成2年の5,851人から平成26年の14,502人と、約8,600人増え、増加が顕著になっています。高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も12.4%から24.4%に上昇しており、小郡市においては少子高齢化の状況がみられます。



資料：国勢調査（平成26年：住民基本台帳10月1日現在 平成37年：国立社会保障・人口問題研究所）

＜高齢化率の推移＞ 単位：%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成37年(2025年)
小郡市	12.4	14.6	17.1	19.8	22.5	24.4	30.9
福岡県	12.4	14.8	17.4	19.8	22.1	24.5	30.5
全国	12.0	14.5	17.3	20.1	22.8	26.0	30.3

資料：国勢調査（平成26年：「小郡市 住民基本台帳10月1日現在」「福岡県 県ホームページ10月1日現在」「全国 人口推計10月1日現在」、平成37年：国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 高齢者世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯の推移をみると、平成2年の3,817世帯から平成22年の8,138世帯と約4,300世帯増加しており(2.13倍)、平成22年には全体の4割以上を占めています。

内訳をみると、特に高齢者のひとり暮らし・高齢者夫婦世帯の増加が顕著で、20年間でそれぞれ4.27倍、3.69倍に伸びています。

<高齢者世帯の推移>

単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	13,060	15,223	17,232	18,773	19,967
65歳以上の高齢者のいる世帯	3,817	4,776	5,919	7,024	8,138
構成比	29.2%	31.4%	34.3%	37.4%	40.8%
ひとり暮らしの世帯	362	561	828	1,168	1,547
構成比	9.5%	11.7%	14.0%	16.6%	19.0%
高齢者夫婦世帯※	647	1,065	1,575	1,956	2,387
構成比	17.0%	22.3%	26.6%	27.8%	29.3%
その他の世帯	2,808	3,150	3,516	3,900	4,204
構成比	73.6%	66.0%	59.4%	55.5%	51.7%

資料：国勢調査

※高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

平成22年時点の65歳以上の高齢者がいる世帯の住居の種類をみると、90.9%が持ち家となっており、次いで民営の借家、公営・公団・公社の借家となっています。

<65歳以上の高齢者がいる世帯の住居の種類>

単位：世帯、%

	世帯数	比率
65歳以上の高齢者がいる世帯	8,138	100.0
持ち家※ ¹	7,400	90.9
公営・公団・公社の借家※ ²	166	2.0
民営の借家※ ³	510	6.3
給与住宅※ ⁴	14	0.2
間借り※ ⁵	31	0.4
住宅以外※ ⁶	17	0.2

資料：平成22年国勢調査

- ※1：居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
- ※2：公営の借家は、世帯の借りている住宅が都道府県営または市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。公団・公社の借家は、その世帯の借りている住宅が都市再生機構または都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。
- ※3：その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。
- ※4：勤務先の会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、職務の都合上または給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社または雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。
- ※5：他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合。
- ※6：寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

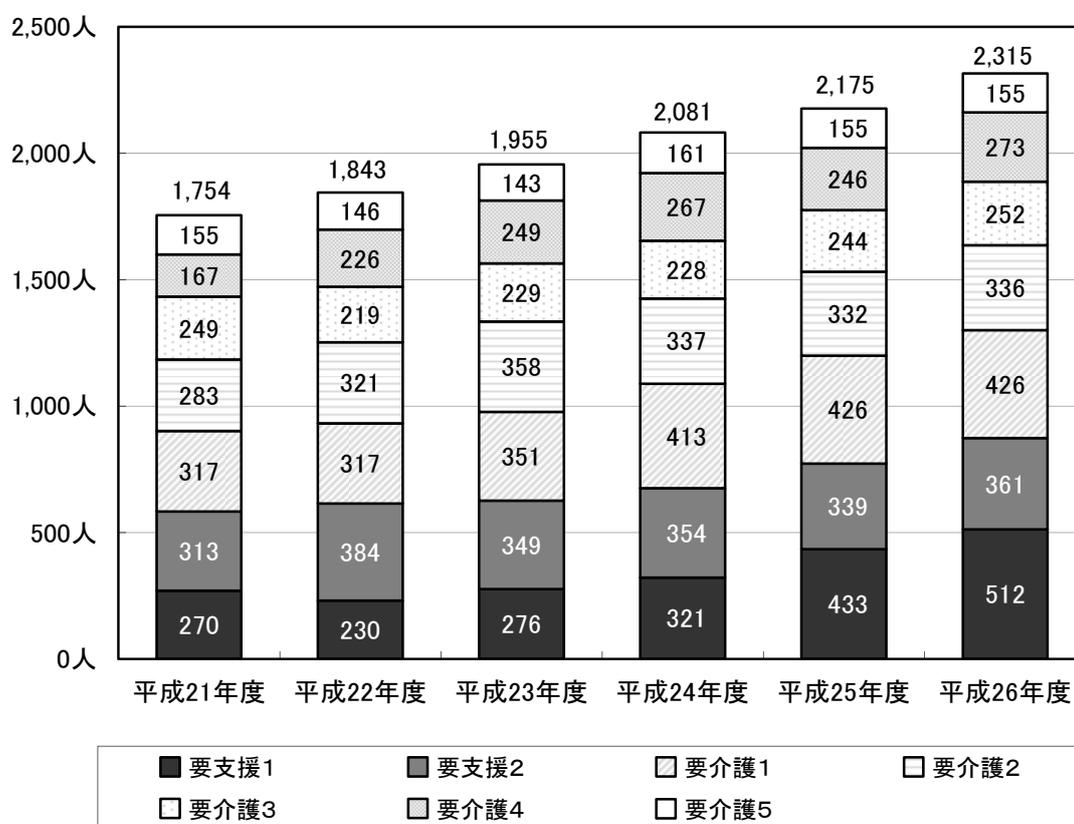
2 介護保険事業の現状

(1) 要介護（支援）認定者数の推移

要介護（支援）認定者数の推移をみると、期間を通して増加傾向にあります。要介護度別では要支援1、要介護1で特に増加傾向がみられます。

また、平成26年度では、要支援1～要介護1の合計が1,299人（56.1%）となっており、軽度者が約半数を占めています。

<要介護（支援）認定者数の推移>

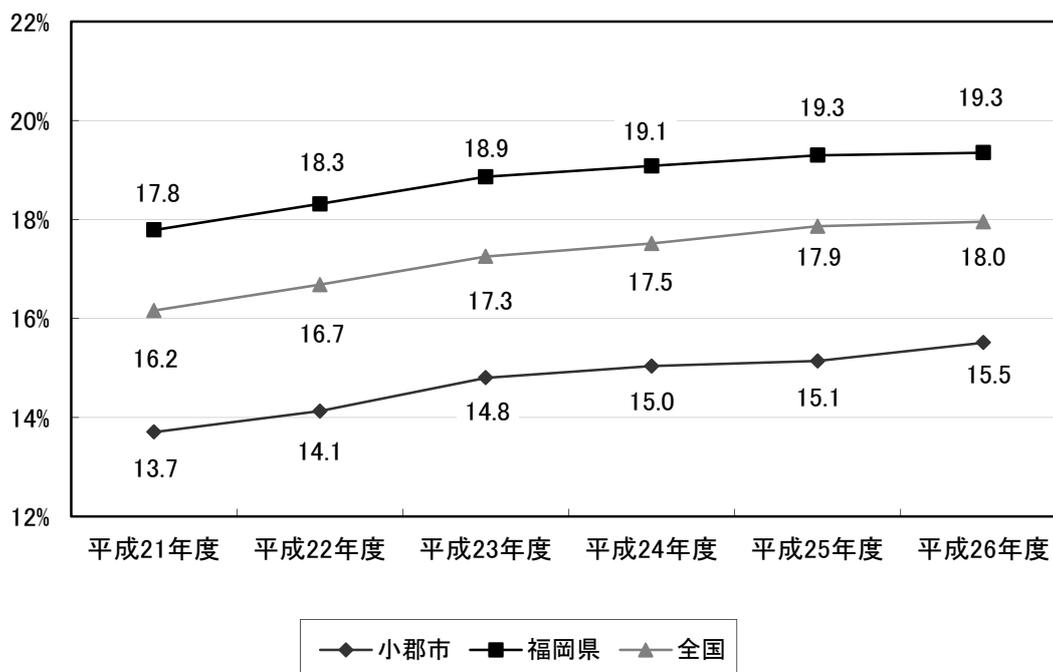


資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

小都市の要介護認定率（第1号被保険者数に占める要介護（支援）認定者数の割合）の推移をみると、期間を通して増加傾向にあります。

また、全国・福岡県と比較すると、いずれの割合よりも低水準で推移しています。

<要介護（支援）認定率の推移>



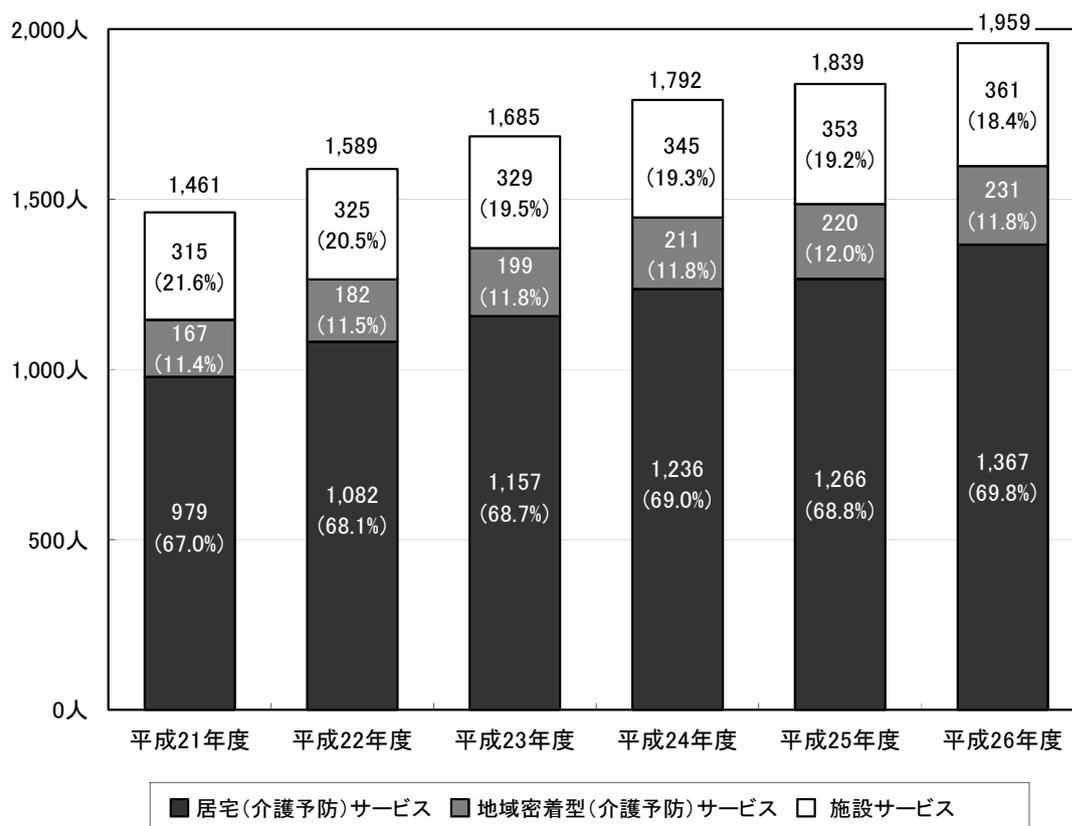
資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

(2) 介護保険サービス受給者数の推移

介護保険サービス受給者数の推移をみると、全体の人数は平成21年度以降増加し続けています。

内訳をみると、居宅（介護予防）サービスが6割から7割程度を占めています。また、いずれのサービスにおいても平成21年度以降、受給者数が増加し続けています。

<介護保険サービス受給者数の推移>



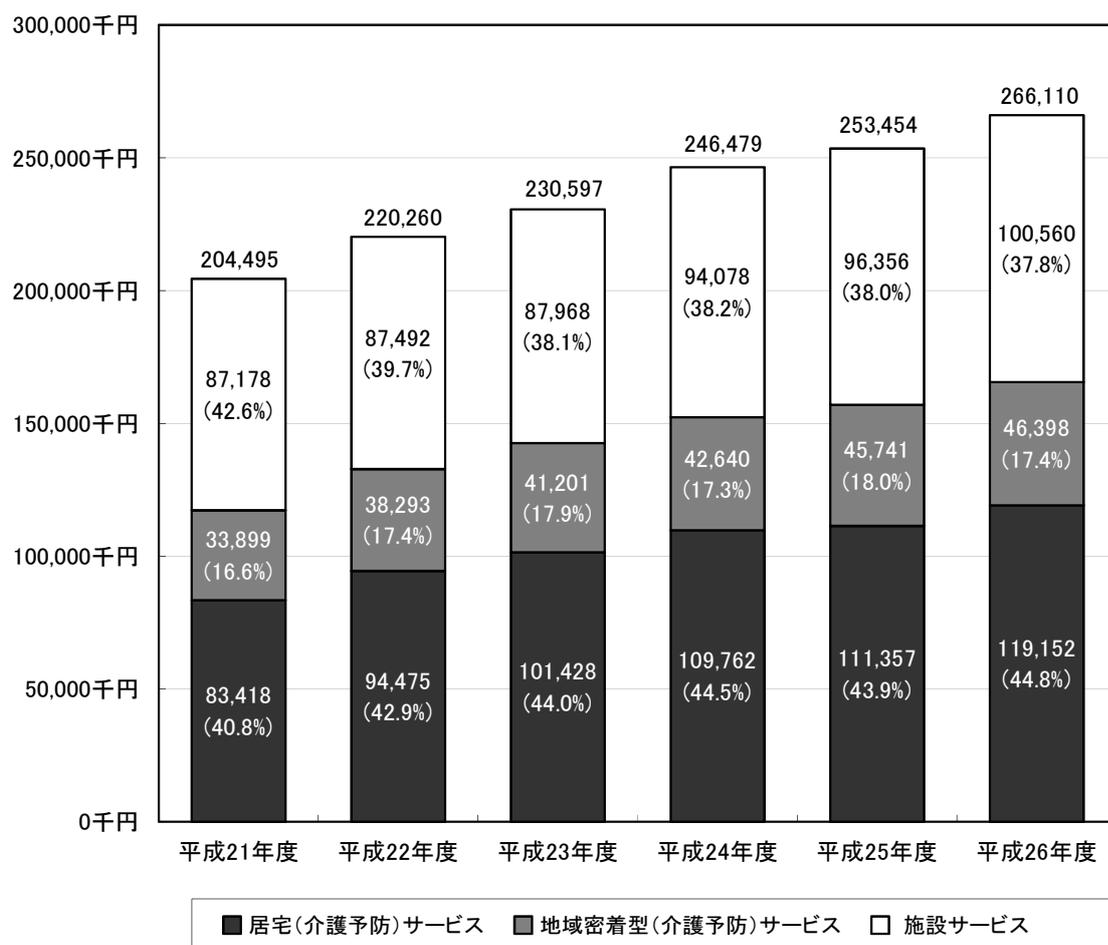
資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

(3) 介護保険サービス給付月額推移

介護保険サービス給付月額推移をみると、平成26年度まで増加し続けています。

内訳をみると、居宅（介護予防）サービスは平成21年度以降増加し続けており、平成22年度に94,475千円（42.9%）と、施設サービスの給付額87,492千円（39.7%）を上回り、現在もその状況が続いています。

<介護保険サービス給付月額推移>



資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

3 各種調査結果からみえる現状

この調査は、「小都市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたり、市民の状況や意見を把握し、小都市における高齢者福祉施策の一層の充実、介護保険事業の円滑な実施に向けた参考資料とすることを目的に実施しました。

(1) 調査の実施概要

(ア) 高齢者福祉実態調査

① 調査対象者

一般高齢者：平成26年4月1日までに65歳以上になる市民から1,000人を無作為抽出
認定者：要支援及び要介護認定者（平成26年1月1日現在）の市民から1,000人を無作為抽出

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 配布・回収の状況

	配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
一般高齢者	1,000	762	76.2%
認定者	1,000	696	69.6%

(イ) 高齢者福祉・介護に係る課題調査

① 調査対象者

関係団体及び介護・福祉の専門職

② 調査方法

訪問による配布・郵送等による回収

③ 配布・回収の状況

配布数：80票

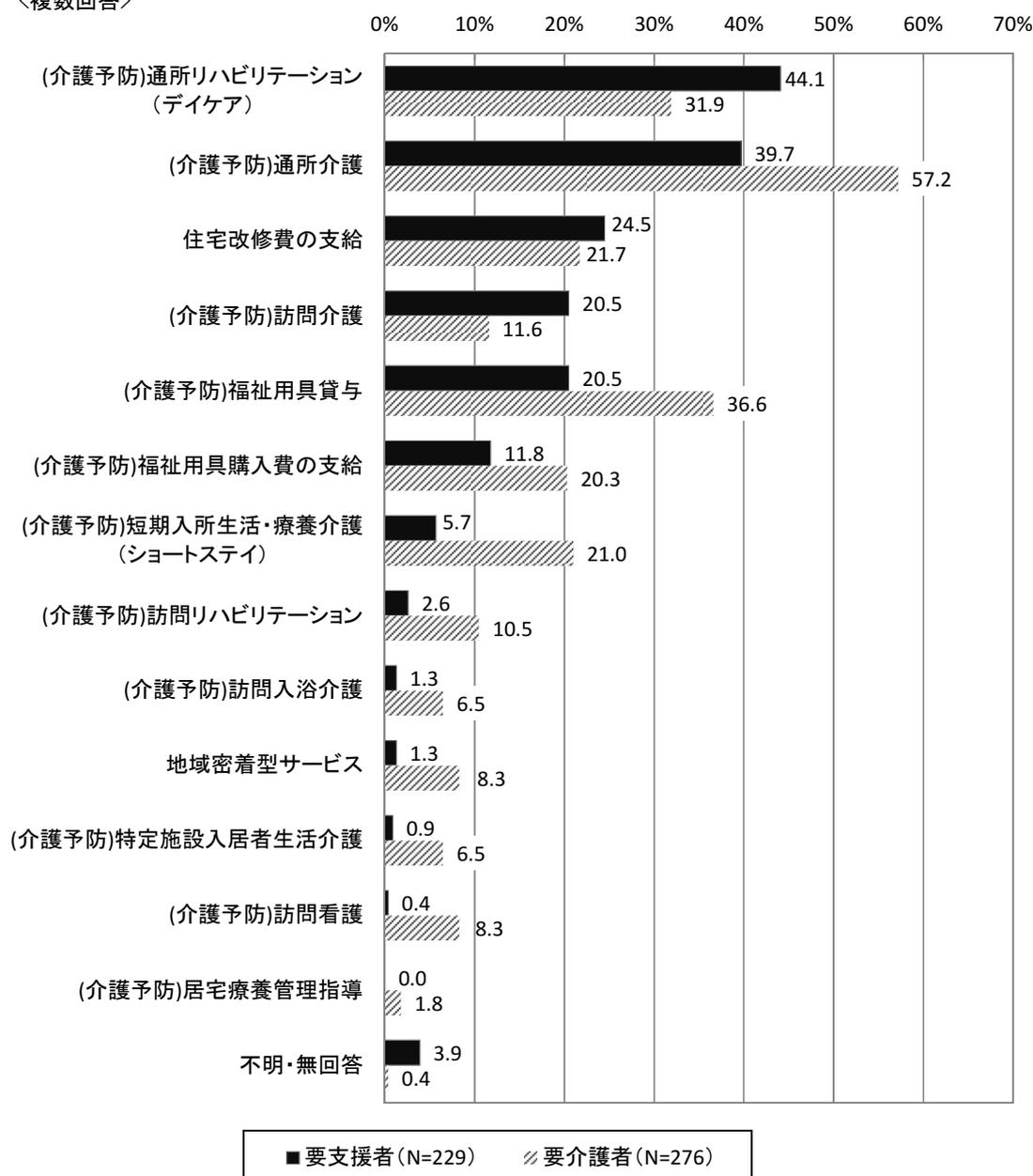
回収数：63票

(2) 介護保険サービス等について

① 利用している介護保険（予防）サービス

利用している介護保険（予防）サービスについて、アンケートの結果をみると、要支援者では「(介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)」が44.1%と最も多く、次いで「(介護予防)通所介護」が39.7%、「住宅改修費の支給」が24.5%となっています。一方、要介護者では「(介護予防)通所介護」が57.2%で最も多く、次いで「(介護予防)福祉用具貸与」が36.6%、「(介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)」が31.9%となっています。

<複数回答>

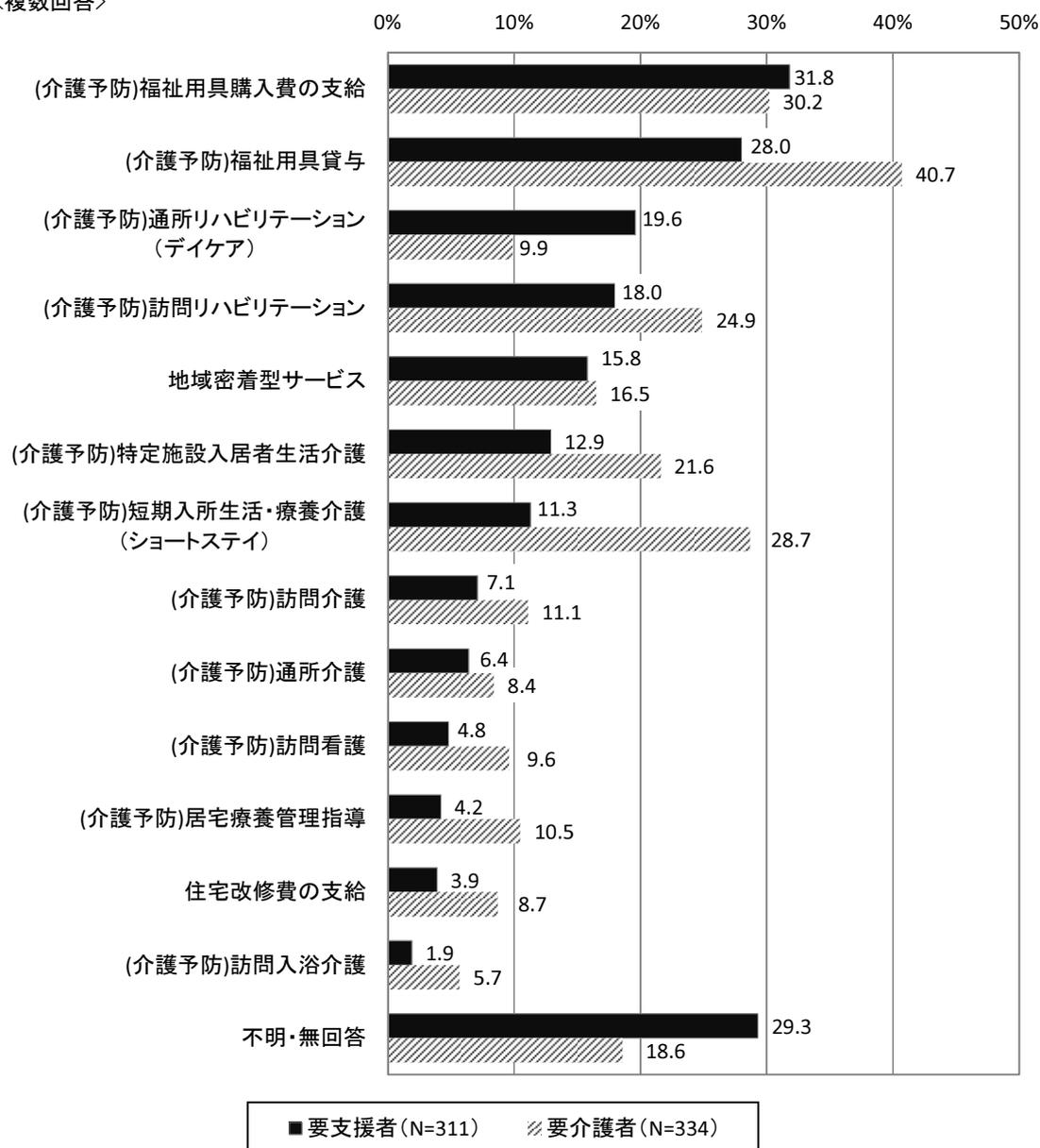


② 今後利用したい(利用し続けたい、新たに利用したい)介護保険(予防)サービス

今後利用したい介護保険(予防)サービスについて、アンケートの結果をみると、要支援者では「(介護予防)福祉用具購入費の支給」が31.8%と最も多く、次いで「(介護予防)福祉用具貸与」が28.0%、「通所リハビリテーション(デイケア)」が19.6%などとなっています。一方、要介護者では「(介護予防)福祉用具貸与」が40.7%で最も多く、次いで「(介護予防)福祉用具購入費の支給」が30.2%、「(介護予防)短期入所生活・療養介護(ショートステイ)」が28.7%となっています。

また、「(介護予防)福祉用具購入費の支給」「通所リハビリテーション(デイケア)」では、要支援者の方で利用希望割合が高くなっています。

<複数回答>



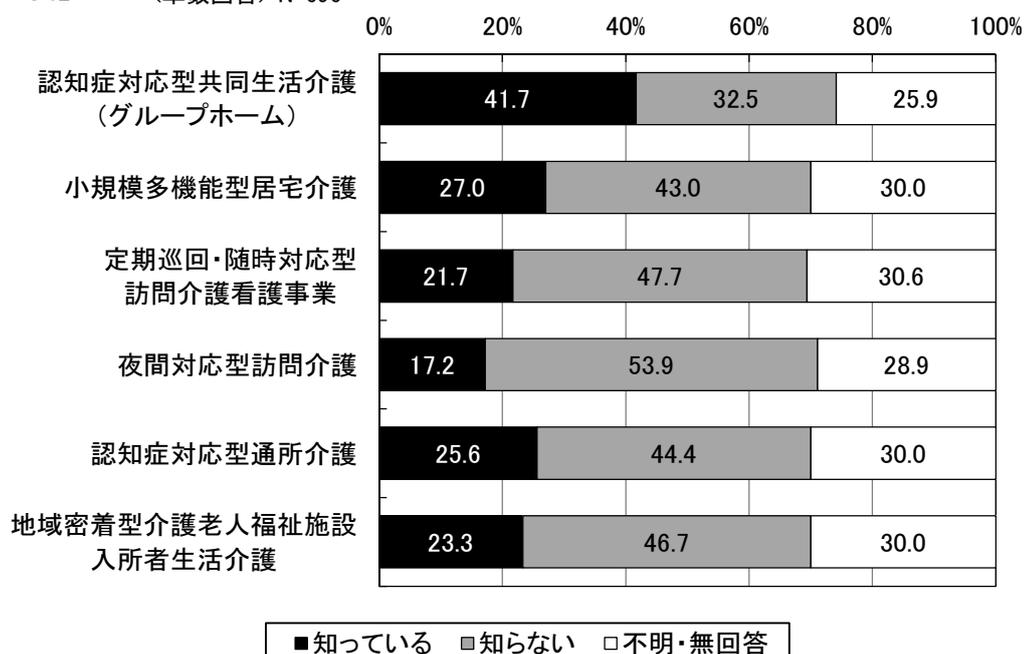
③ 地域密着型サービスの認知度と利用意向

地域密着型サービスの認知度について、アンケートの結果をみると、『認知症対応型共同生活介護（グループホーム）』で「知っている」が41.7%と最も多く、次いで『小規模多機能型居宅介護』が27.0%となっています。

また、利用意向についてみると、『地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護』が25.0%と最も多くなっています。

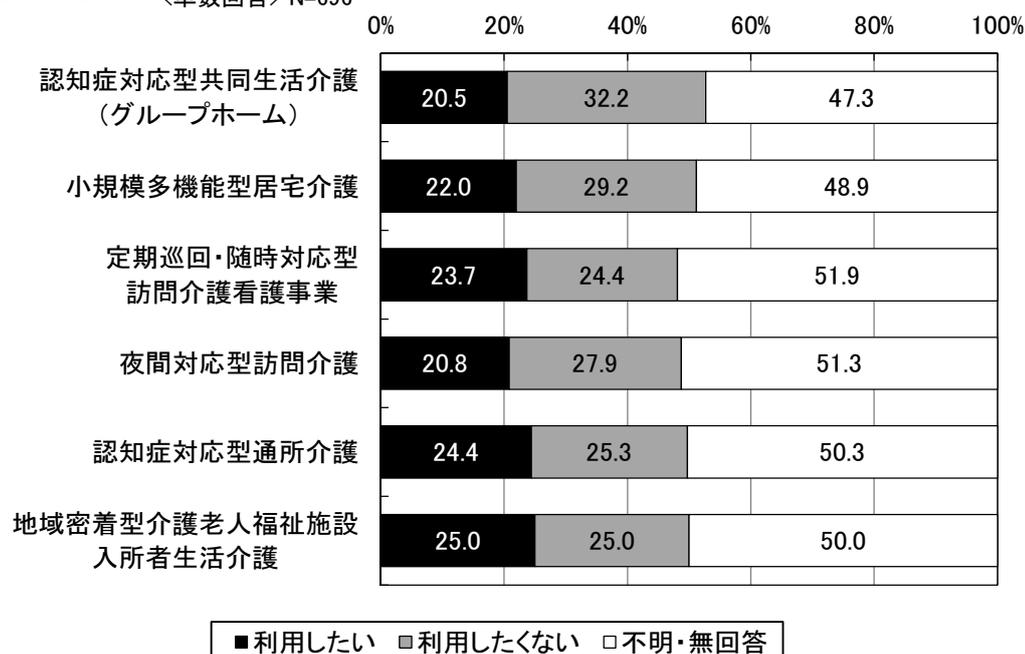
【認知度】

〈単数回答〉 N=696



【利用意向】

〈単数回答〉 N=696



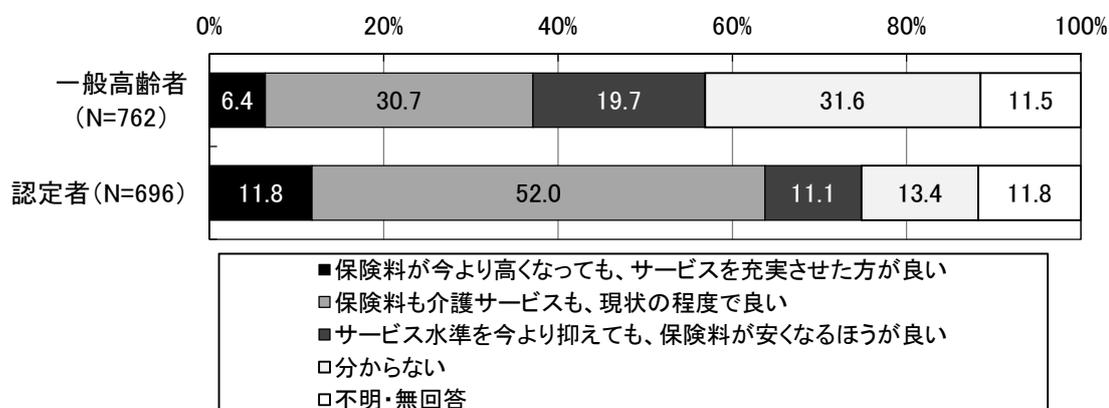
④ 保険料と介護サービスのあり方

保険料と介護サービスのあり方に関する考え方について、アンケートの結果をみると、一般高齢者では「分からない」が31.6%と最も多く、「保険料も介護サービスも、現状の程度で良い」が30.7%、「サービス水準を今より抑えても、保険料が安くなるほうが良い」が19.7%となっています。

認定者では「保険料も介護サービスも、現状の程度で良い」が52.0%と約半数を占めています。

一般高齢者では利用をしていないため「分からない」と答えた人が多く、認定者では現状でおおむね満足しているということがわかります。

<単数回答>



(3) 今後の希望について

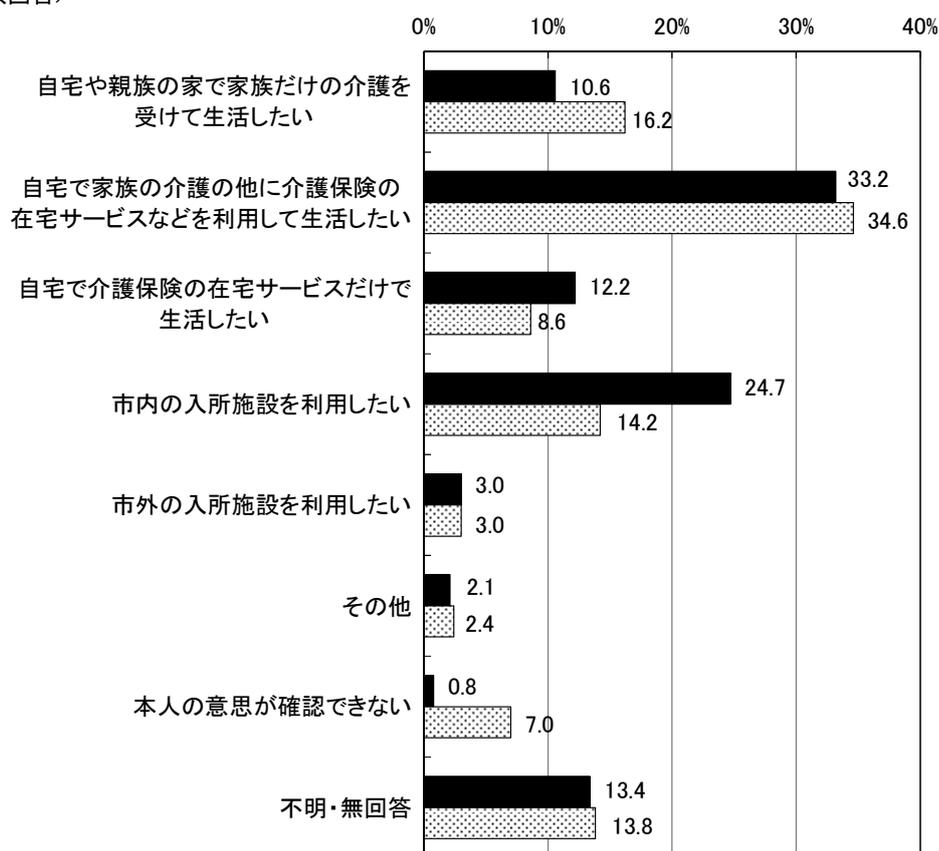
① 今後どこで生活していきたいか

今後、介護が必要になったとき、どこで生活していきたいかについて、アンケートの結果をみると、一般高齢者では「自宅で家族の介護の他に介護保険の在宅サービスなどを利用して生活したい」が33.2%と最も多く、次いで「市内の入所施設を利用したい」が24.7%、「自宅で介護保険の在宅サービスだけで生活したい」が12.2%となっています。

認定者では「自宅で家族の介護の他に介護保険の在宅サービスなどを利用して生活したい」が34.6%と最も多く、次いで「自宅や親族の家で家族だけの介護を受けて生活したい」が16.2%、「市内の入所施設を利用したい」が14.2%となっています。

一般高齢者と認定者と比較した場合、一般高齢者は入所施設での介護の希望が高く、認定者では在宅での家族の介護の希望が高いということがわかります。

<複数回答>

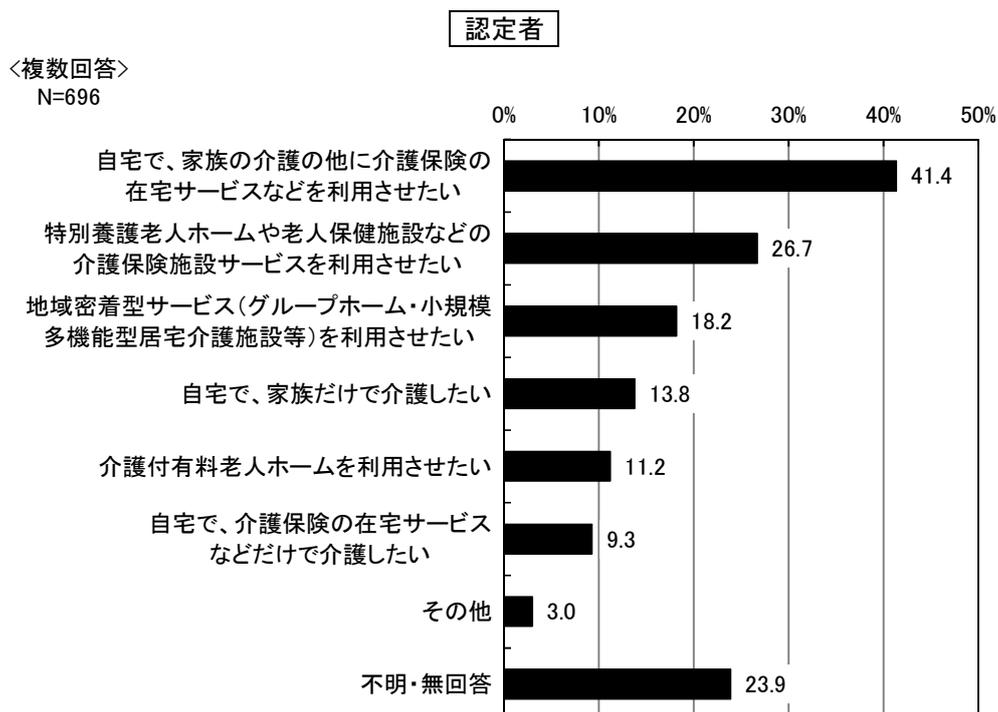


■一般高齢者(N=762) □認定者(N=696)

② 今後どのように介護していきたいか

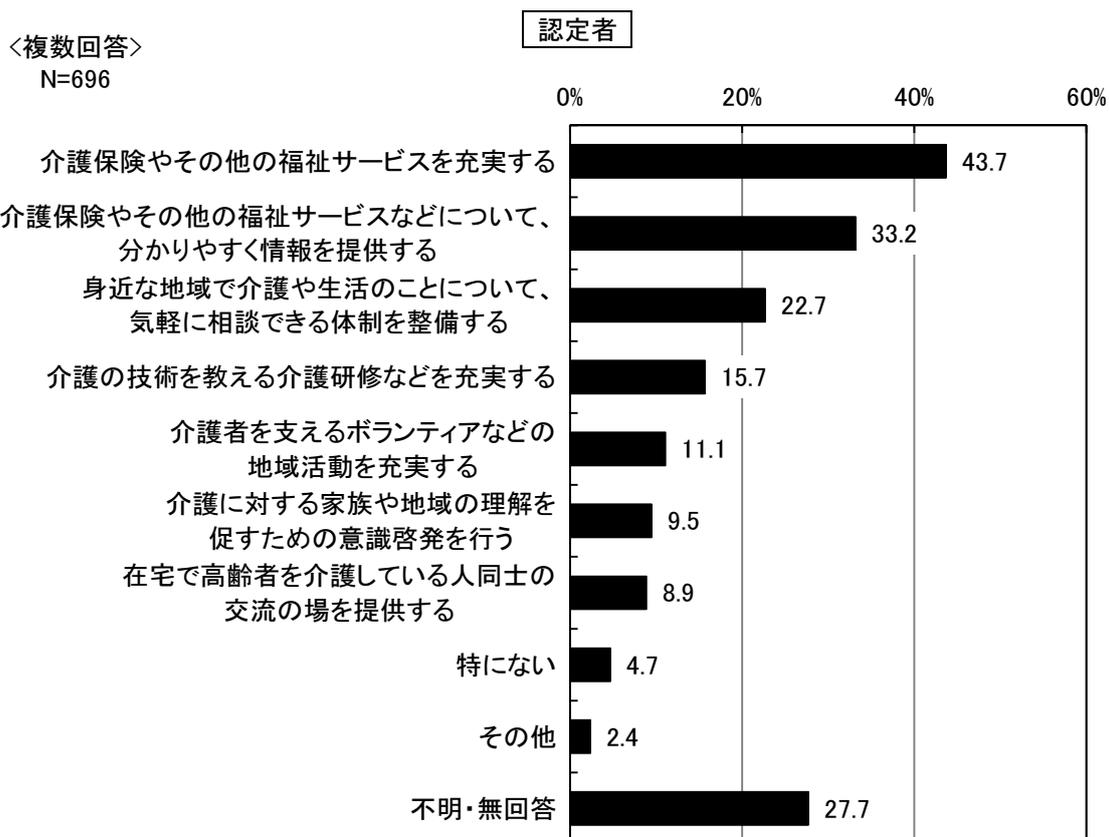
介護者が今後どのように介護していきたいかについて、アンケートの結果をみると、認定者では「自宅で、家族の介護の他に介護保険の在宅サービスなどを利用させたい」が41.4%と最も多く、次いで「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設サービスを利用させたい」が26.7%となっています。

認定者自身の希望では、「自宅で家族の介護の他に介護保険の在宅サービスなどを利用して生活したい」が同様に最も多くなっていますが、介護者では、入所施設で介護の希望も高くなっています。



③ 今後も在宅で介護を続けるために必要な支援

今後も在宅で介護を続けるために必要な支援について、アンケートの結果をみると、認定者では「介護保険やその他の福祉サービスを充実する」が43.7%と最も多く、次いで「介護保険やその他の福祉サービスなどについて、分かりやすく情報を提供する」が33.2%、「身近な地域で介護や生活のことについて、気軽に相談できる体制を整備する」が22.7%となっており、サービスの充実のほか、情報提供や相談体制の充実も求められていることがわかります。

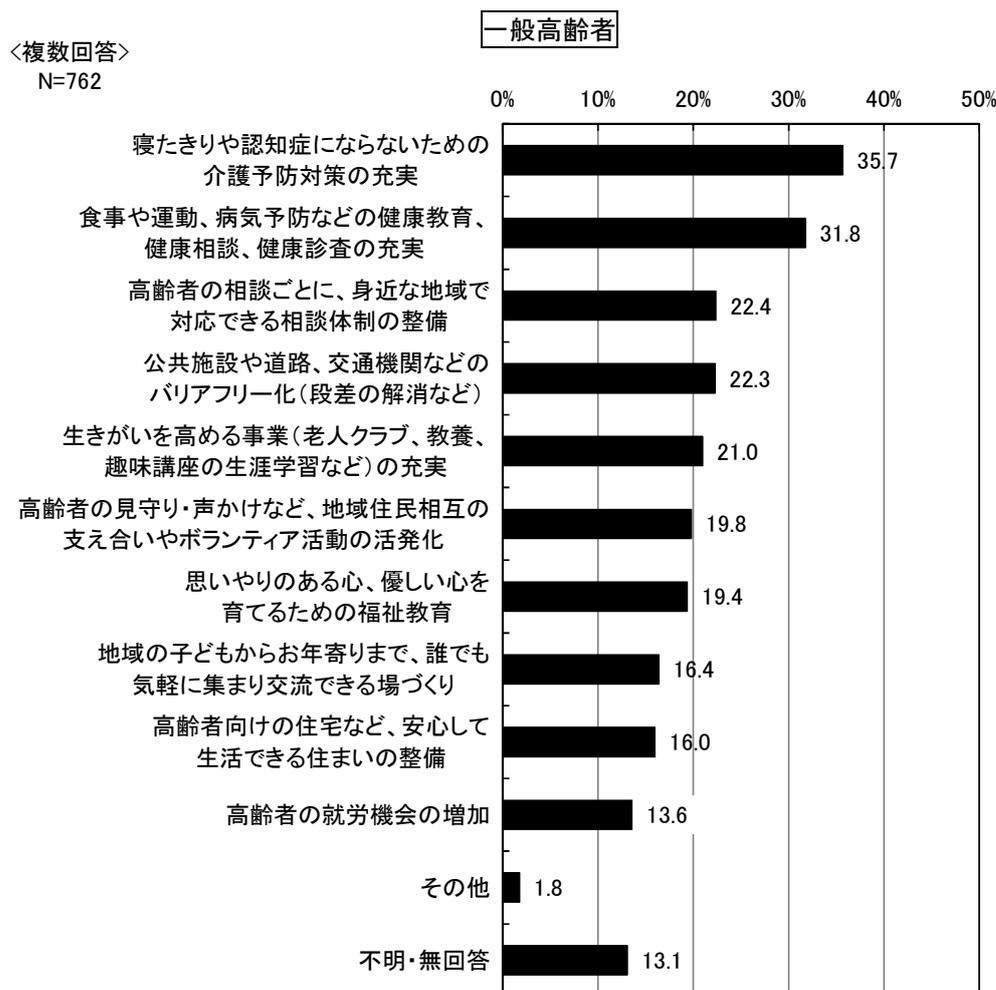


関連のご意見 (地域福祉計画分野別課題調査より)

- 在宅生活を希望される人が多いが、現実には家族の負担が大きい。介護保険で対応できない場合などは、シルバー人材や自費サービス等の利用になるが、金銭的に難しい場合や、制限がある場合もある。行政や地域でのサービスが増えるとよい。
- 利用者本人は自宅での生活を希望している場合が多いが、同居家族が仕事をしていて、現在の介護サービスでは対応できない場合がある。地域や行政全体のサービスや取り組みを見直した方がよい。
- 住まいの形態としては、持ち家が多いように思える。昔ながらの段差があり、移動しにくい状況になっている。今後も暮らしたい場所でもあるだろうから、必要最小限の改善等を支援できればと思う。

④ 高齢者福祉施策の充実のため、行政に力を入れてほしいこと

高齢者福祉施策の充実のため、行政に力を入れてほしいことについて、アンケートの結果をみると、一般高齢者では「寝たきりや認知症にならないための介護予防対策の充実」が35.7%と最も多く、次いで「食事や運動、病気予防などの健康教育、健康相談、健康診査の充実」が31.8%、「高齢者の相談ごとに、身近な地域で対応できる相談体制の整備」が22.4%などとなっており、要介護状態や病気にならないための予防、そして健康について、高い関心があることがわかります。



関連のご意見 (地域福祉計画分野別課題調査より)

- ・「予防」という意識が薄く、誰かの助けが必要になってから後悔する人が多いように感じられる。また、逆に「歳だから」といって諦めている場合もあり、病気と同じように「予防」することで、長く元気に過ごすことができるという意識づけが必要だと思われる。
- ・同居家族がいる場合でも長時間日中独居状態で、近隣住民とのかかわりもほとんどなく、孤独に過ごしている高齢者が多い。
- ・台風や大雨などの時、家族や知人が近くにおらず、不安な気持ちになる。

(4) 生活機能の状況について

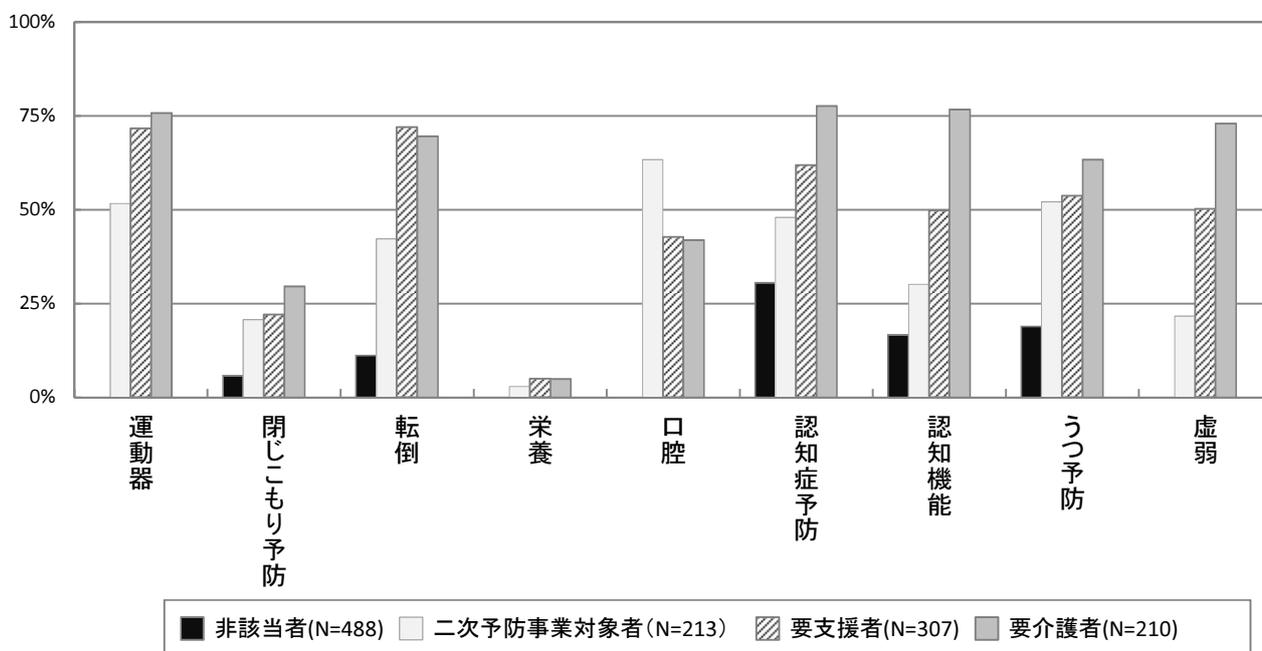
属性別にみると、非該当者では「認知症予防」で該当者・リスク者の割合が比較的高くなっています。

二次予防事業対象者では「運動器」、「口腔」、「うつ予防」で該当者・リスク者の割合が50%以上と高くなっています。

要支援者では「運動器」、「転倒」、「認知症予防」、「うつ予防」、「虚弱」で該当者・リスク者の割合が50%以上と高くなっています。

要介護者では「運動器」、「認知症予防」、「認知機能」で該当者・リスク者の割合が75%以上と高くなっています。

<項目ごとの該当者・リスク者の割合>



単位：%

	運動器	閉じこもり予防	転倒	栄養	口腔	認知症予防	認知機能	うつ予防	虚弱
	該当者	該当者	リスク者	該当者	該当者	該当者	障害あり (1レベル以上)	該当者	該当者
非該当者	0.0	5.7	11.1	0.0	0.0	30.5	16.6	18.9	0.0
二次予防事業対象者	51.6	20.7	42.3	2.8	63.4	47.9	30.0	52.1	21.6
要支援者	71.7	22.1	72.0	4.9	42.7	61.9	49.8	53.7	50.2
要介護者	75.7	29.5	69.5	4.8	41.9	77.6	76.7	63.3	72.9

二次予防事業対象者：「虚弱」「運動器」「栄養」「口腔」のいずれかの判定に該当する人

非該当者：「虚弱」「運動器」「栄養」「口腔」のいずれの判定にも該当しない人

(5) 高齢者福祉、介護に係る課題調査について

- ① 現在、元気に生活している高齢者の方が今後も元気に過ごすためにあったらよいサービスや取り組み

ヒアリング調査の結果をみると、生きがいや楽しみをもてるようにするための取り組みやそういった取り組みに参加するための移動手段の確保などが求められています。

<ヒアリング調査の結果(一部抜粋)>

- ◇やりがいや趣味を見つけ出し、活動できる場があると良い。行ってみたい！やってみてみたい！と思える講座の企画や介護予防につながる運動、講座を受けられるサービス
- ◇自立の方を対象としたデイサービス以外の健康教室等の充実
- ◇地区の活動や習い事を増やす。
- ◇元気な高齢者の方はご自分の意思（考え）をしっかりと持ってあり、また趣味等も持っていることで、カルチャースクール、サークル活動等既存のものを活用し、発表の場を増やす等の取り組みがよいのではないかと思います。
- ◇高齢者の方達が仕事から離れても社会に繋がりをもち続けていける様にボランティア活動支援や地域活動支援を地域と自治体が一体となって取り組む必要があると思います。
- ◇自宅から歩いて行ける範囲の小学校や公民館等に学習やサークル活動拠点を設ける。あるいは学習やサークル活動拠点への送迎サービス

- ② 認知症の方と認知症予備群の方に対して、あったらよいケアやサービス、取り組み

ヒアリング調査の結果をみると、地域で集まって講座やレクリエーションを行ったり、認知症に関する周知徹底、見守りの充実などが求められています。

<ヒアリング調査の結果(一部抜粋)>

- ◇少人数のグループを作り、定期的に集まって食事会やレクリエーションを行う。
その際、献立を考え買物や食事作り、片付けまでの全てを参加者が行う。
- ◇脳トレーニングを意識したレクリエーション
- ◇認知症に対する知識等の情報を得やすい環境
- ◇認知症外来の周知。早めの受診を
- ◇民生委員さんなど地域とのネットワーク、声かけ
- ◇認知症の方の一人暮らしや日中独居の方の見守り、声かけなどの定期巡回（無料）サービスがあったら良いと思う⇒ボランティアなどを利用
- ◇本人の物忘れがあるという恐怖、不安感へのサポート。どのような経過をたどるのか不安を抱えている家族へのサポート等、精神的なケアを充実する必要がある。

- ③ 閉じこもり若しくは閉じこもりがちな方に対して、あったらよいサービス、取り組み
ヒアリング調査の結果をみると、声かけや訪問、移動の支援などが求められていることがわかります。また、同時に実態把握の必要性への言及もありました。

<ヒアリング調査の結果(一部抜粋)>

- ◇その地区の民生委員の方のこまめな訪問、声かけから始め、その方の家の周りの方々にも声かけの協力をしてもらおう。
- ◇定期的に訪問を行い、顔見知りになる。
- ◇定期的に家庭訪問を実践するシステムを作る。とにかく<話す>事を重要視する。
- ◇地域の方が閉じこもりの方の自宅に気軽に出入り出来るような環境作り。閉じこもりのままを受け入れ、自宅に出向くサービス利用
- ◇高齢者は特に移動手段のないことが外出の妨げになることが多いと思うので、送迎付きでのイベントなどを行い、気軽に外出できる、しやすくなる配慮が必要と思う。
- ◇社会とかかわりが持てるように、仕事やボランティア活動を紹介できるサービス
- ◇どのくらいそういった事で困っている人がいるのか把握する。
- ◇なぜ、閉じこもりになっているのか要因をさぐる必要がある。

- ④ 家族介護者の負担を軽減していくためにあったらよいサービス、取り組み

ヒアリング調査の結果をみると、介護に関する知識や介護者同士が集まれる機会、短時間のデイサービスなどの提供が求められています。また、介護者が日中働きに出ていることも多く、『同居』の実態に合わせたサービス提供が必要です。

<ヒアリング調査の結果(一部抜粋)>

- ◇介護者が適切な介護が出来るように必要な知識、技術が習得できる勉強会、講座等を行政やサービス事業所等が協力して行う、開催する。
- ◇自宅を訪問し、介護の知識や介助方法などをアドバイスするサービス
- ◇家族の多くがネックに感じていることは“夜間帯”である。救急車をよぶまではないがどうすれば良いかわからない、という家族は多いと感じる。相談窓口の拡充。状態に合わせ、こういう状態だから何番というようにすぐ判断でき、気軽に問い合わせができるシステムがあるとより良い。
- ◇現在月1回行われている介護家族の「笑顔のつどい」の回数を増やし、精神的な負担を軽減する。
- ◇通所サービスの時間を延長可にする。
- ◇入浴と食事のみの2時間未満デイサービス
- ◇外出時のみの短時間デイ
- ◇『同居』していると訪問サービスが制限されてしまうが、日中は仕事している介護者も多い。もう少し柔軟な対応ができると良い。
- ◇介護認定を受け、介護保険サービスを利用し、介護者の負担の軽減を図る。

⑤ 現在小郡市が実施している高齢者福祉サービスについての改善点

ヒアリング調査の結果をみると、配食サービスの充実や移動に対する支援への改善点、および高齢者福祉サービスの周知が不足している点などが指摘されています。

<ヒアリング調査の結果(一部抜粋)>

- ◇高齢者（特に独居の方）が利用出来る生活必需品を販売する小売店ないし訪問販売車の制度を作る。
- ◇食生活に関して、同居者がいても困っている（必要性がある）ことを考慮してほしい。
- ◇食の自立支援について対象となる業者を利用者が選択できる様に増やしてほしい。
- ◇サービスになる前の予防（動ける方）でのアプローチを重要視する。
- ◇せっかくの脳トレ教室等開催されていますが、1回講習終了後行くところがなくなり、また自宅に閉じこまれるケースを見ました。その後のフォローとして、公民館単位で高齢者対象（介護保険対象者・非対象者）のサークル（現在の踊り等の習い事ではなく）ミニデイサービスの様な事を開催するのもいいのでは？
- ◇高齢者福祉サービスの周知徹底（居宅介護支援事業所等も同様）。利用が少ない高齢者福祉サービスに対して、なぜ利用が少ないのかを調査し、改善に向けての対策を考える。
- ◇高齢者自身が元気な時から自分の老後について準備しておくこと。そういう啓蒙活動が必要だと感じている。
- ◇生きがいデイサービスの負担料金
- ◇介護サービスを全く利用していない高齢者だけの世帯の方は心配です。
- ◇介護認定を受けていない方の高齢者福祉サービスにリハビリや定期巡回サービスを取り入れてはと思う。

関連のご意見（地域福祉計画分野別課題調査より）

- ・家族介護による心身の負担、労働力の損失、将来への不安等が感じられる。家族介護者支援、在宅介護を支える介護サービスの充実が今後も必要だと考える。
- ・子どもが働いていて、昼間高齢者がひとりになるところが増加しているが、ふれあいネットワークの対象外でもあり、安全面や精神面でも不安定である。
- ・「老い」「介護」に対する認識の低さがあると思う。「できていたことができなくなった」「物忘れがはじめてきた」など、初期からの対応や介護方法を学ぶことも必要かと考える。市民講座や今からはじめる介護教室等の定期開催

⑥ 現在小郡市内で実施されている介護保険サービスについての改善点

ヒアリング調査の結果をみると、介護認定の結果と審査対象者の実態とのずれや介護保険についての周知不足、介護保険サービス利用の不便さなどが指摘されています。

<ヒアリング調査の結果(一部抜粋)>

- ◇デイサービスなど、他の市町村ではすでに介護予防に着眼して“自分でできることは自分でしてもらう”などのサービスを取り入れているところが多いですが、小郡では昔ながらの“いたれり、つくせり”のサービスを提供している所が多いと思います。事業所自体への指導も必要ではないでしょうか？
- ◇介護認定を受けるにはどうすれば良いのか、介護認定とは何なのか、という問い合わせもあり、介護認定や介護サービスに関する情報が少ないのかなと感じます。
- ◇入所先及びショートステイ先の数(ベッド数)が少ない。特に医療的処置が多い方(インスリン摂取等)や認知症が重い方の受け入れ先が限られており、空きが少ない。
- ◇必要性のない方がサービスを使っていたり、過度にサービスを利用している方がいるように感じる。しっかり見極めていくことで質のいいサービスが提供できると思う。
- ◇訪問調査において家族がうまく状況を伝えきっていないような場合もある。介護度が低くなってしまう。
- ◇医療機関や施設からの在宅へ帰られる時の調整をスムーズにできる連携シートみたいなものを作成する。
- ◇小規模多機能型居宅介護については、1日の通いのサービスの利用人数を月の平均で行い、15名を超えた場合は職員を多く配置する事でサラリーマン世帯等、平日は仕事で介護出来ないが週末や祝日等は家族で介護を行う事が出来る環境作りを行う事で、在宅生活を継続する事が出来るケースが多くなるのではないかと考えます。平日見て欲しいと言う依頼が実際に多い為です。

関連のご意見 (地域福祉計画分野別課題調査より)

- 仕事をしている人が多く、介護保険サービスの送迎時刻では高齢者のみで過ごす時間が長いので、もう少し長く利用できるサービス(預かり所)がもっと増えるとよいと思う。
- 家族のなかでも介護者が限られて負担が大きい場合があるが、介護保険での利用に制限があり、家族の負担が増加している。
- 今から介護が必要な人や今必要な人は、介護保険を利用するためには、どうすればよいのか理解していない人が多い。
- 高齢者が集まれる場所を地域につくり、交流を深め、いきいきとした生活が送れるようになれば、介護保険でのデイサービス利用者も減るのではないだろうか。

(6) 高齢者福祉実態調査の自由意見について

高齢者福祉実態調査の自由意見をみると、住みやすいまちづくり、交通手段の確保、見守りの充実、緊急時の対応、分かりやすい情報提供、入所施設の充実、生きがいや楽しみをもてるような交流の場の充実などが求められています。

<自由意見(一部抜粋)>

① まちづくり・環境・交通について

- ・ユニバーサルデザインの推進をお願いします。
- ・道路の段差をなくしてほしいです。道が狭すぎます。とても不便で困っています。
- ・病院や買い物に行くための、交通機関の充実をお願いします。
- ・交通の便が悪いため、もっとコミュニティバスを増やしてほしいです。
- ・駅のバリアフリー化・エスカレーターやエレベーターの取り付けをしてほしいです。
- ・コミュニティバスの運行の範囲を広げてほしいです。

② 高齢者施策全般について

- ・1人暮らしの方の高齢化に伴い、食事の宅配・買い物援助を行政で行ってほしいです。
- ・1人暮らしをしている高齢者の訪問・見守り等の対策をお願いします。

③ 生活の不安・困りごと・生計について

- ・買い物や通院ができなくなった時、市の手助けをお願いします。
- ・寝たきりの状態のため、緊急時の対応について不安を感じています。
- ・介護保険サービスを利用しても、その利用料すら生活苦になります。サービスを全体的に低料金で受けられるようにしてほしいです。

④ 介護相談・情報・利用手続きについて

- ・小都市が行っている介護サービスの取り組みを、パンフレット等に分かりやすく作成してほしいです。
- ・介護保険手続き等、利用者（高齢者）には、難しい手続きが多すぎます。気軽に必要な利用ができるシステム作りをお願いします。

⑤ 介護保険サービスについて

- ・低価格で入所できる施設を充実させてほしいです。高額であれば、年金生活者の大部分は入所できません。
- ・現在、介護老人保険施設に申し込んでいますが、順番待ちです。必要な時に、すぐ入居できるように、施設を増やしてほしいです。

⑥ いきがい・社会参加・交流について

- ・各公民館に、高齢者がいつでも集まり話ができるサロンを、つくってほしいです。
- ・高齢者でも働ける場や、積極的に社会参加できるような施設を増やしてほしいです。
- ・子どもからお年寄りまで、気軽に交流できる場所を作ってほしいです。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

今後、高齢者がさらに増加する中では、高齢者がいくつになってもいきいきと生活し、支援や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域や自宅で、心のふれあいや支え合いの中で安心して生活できるような社会を築いていくことが重要です。

第6期計画においては、「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①医療、②介護、③予防、④生活支援、⑤住まい、が一体的に切れ目なく提供される体制の整備に取り組んでいくことが求められています。

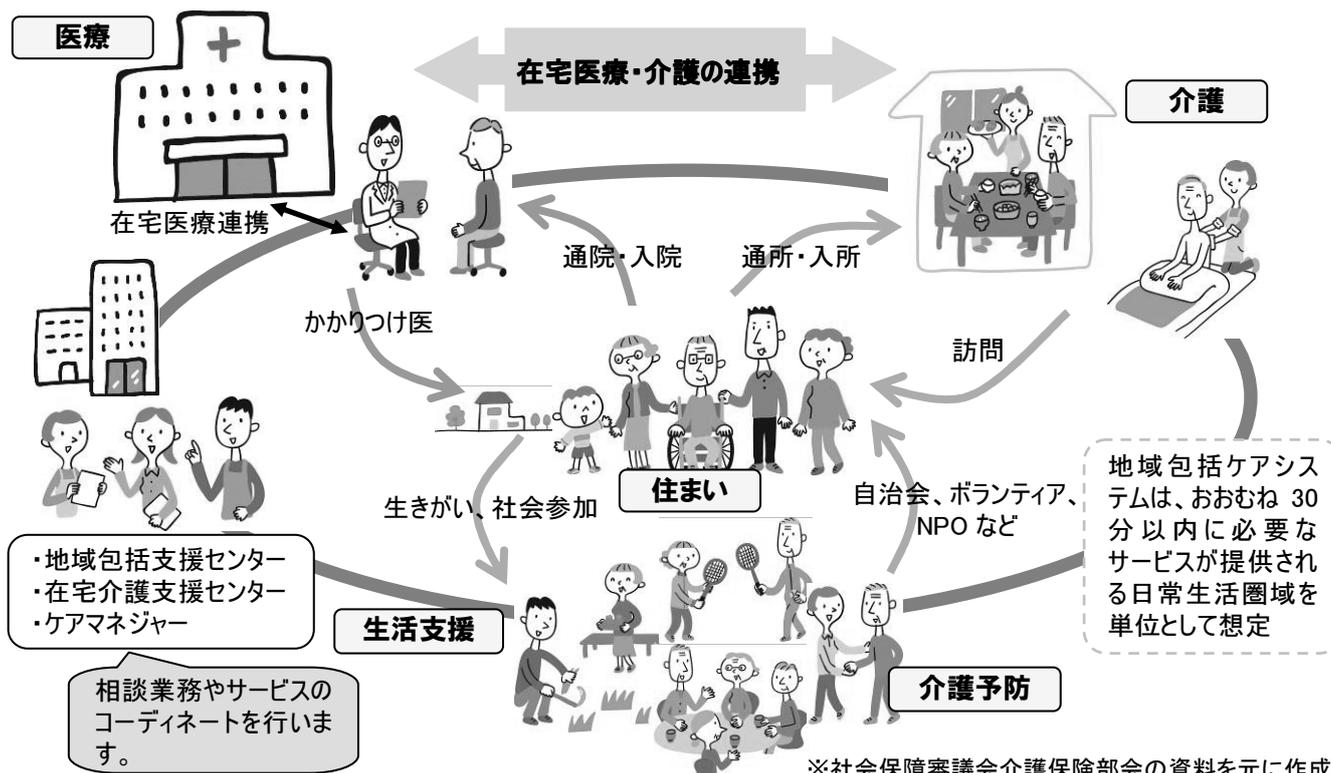
小郡市においては、高齢者が永年築いた知識や能力等を十分に発揮し、住み慣れた地域や自宅で個人の尊厳を尊重されながら自立した生活を送ることができる地域社会をめざします。

そのため、市民・事業者・行政の協働により、高齢者やその家族を地域ぐるみで見守りながら、高齢者自らが進んで社会参加できるように、地域全体で高齢者を支えるまちづくりに努めます。

基本理念

地域と共に支える 高齢者のまちづくり

■2025年の地域包括ケアシステムの姿



2 基本目標

小都市の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、基本理念の実現に向けて、小都市の高齢者施策を推進するうえで大切にしたい5つの視点を基本目標として設定します。

基本目標1 福祉意識の向上と地域で支え合う仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の日常的な暮らしを支える「支え合い」の地域づくりを進めるとともに、自立した生活を営むための地域包括ケア体制の整備を図ります。

そのためには、地域福祉組織の自主性や自立性を尊重しつつ、活動しやすい仕組みや環境を整備し、市民の自発的意思に基づいた地域福祉活動を支援するなど、市民が主体的に参加する仕組みづくりをめざします。

また、各種サービスが一体的に切れ目なく提供されるよう、相談支援の充実をはじめ、関係機関との連携の推進を図ります。

基本目標2 介護予防の推進

高齢者が要介護・要支援状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるように、高齢者自身が自らの健康維持・増進に心がけ、健康づくりの取り組みに積極的に参加できる環境づくりを推進します。

また、要支援者や介護予防事業対象者に対して、切れ目のない総合的な支援が行えるように、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の構築に取り組みます。

基本目標3 高齢者の社会参加と生活環境の整備

高齢者が生きがいを持って、充実した生活を送ることができるよう、高齢者自身が自ら進んで地域社会のためにその能力を活かし、役割意識を高めながら社会参加を進めていくことが大切です。

そのため、地域の中で、長年築いた豊富な知識や経験及び能力等を活かしながら、地域に気軽に参加できる仕組みづくりをめざします。

また、高齢者が安全に、そして安心して生活を送ることができるよう、住みやすい生活環境づくりに取り組みます。

基本目標4 自立と安心につながるサービス提供の仕組みづくり

高齢者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、高齢者の自立生活を支えるための、きめ細かなサービスの充実を図ります。

また、権利擁護の推進や虐待防止体制の充実など、高齢者の人権が尊重される質の高い生活の支援に努めるとともに、災害時の支援など高齢者の安全対策を推進します。

認知症高齢者への支援に向けては、「早期診断・早期対応」「地域での生活を支える医療サービス・介護サービスの構築」「地域での日常生活・家族の支援の強化」に重点を置き、地域、医療、介護の連携による総合的なケア体制の構築に取り組みます。

基本目標5 介護保険サービスの充実

介護が必要になっても、誰もが安心して暮らすことができるような環境をつくっていくことが大切です。

そのため、可能な限り住み慣れた地域や自宅において生活ができるよう、在宅サービスの充実に努めるとともに、必要に応じて施設の整備を進めます。

3 施策の体系

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標1 福祉意識の向上と 地域で支え合う 仕組みづくり	(1) 福祉意識の啓発と 市民参加の推進	①福祉意識の啓発 ②福祉教育の推進 ③参加と交流の促進
	(2) 地域における 支援体制づくり	①地域組織の連携強化 ②地域における高齢者見守り体制の強化 ③ボランティアの育成・支援
	(3) 生活支援サービスの 体制の整備	①生活支援コーディネーター（地域支え合い推 進員）の配置 ②協議体の設置
	(4) 地域包括ケア体制の 整備	①地域包括支援センターの運営 ②ケアマネジメント支援 ③地域ケア会議の充実
	(5) 在宅医療・介護連携 推進事業	①地域の医療・介護サービス資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の 協議 ③在宅医療・介護連携に関する相談の受付等 ④在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援 ⑤在宅医療・介護関係者の研修 ⑥24時間365日の在宅医療・介護サービス提供 体制の構築 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧二次医療圏内・関係市町村の連携
基本目標2 介護予防の推進	(1) 介護予防の基盤整備	①介護予防拠点の整備 ②介護予防ボランティアの推進
	(2) 介護予防事業の推進	①介護予防に関する普及啓発 ②介護予防事業対象者の把握 ③通所型介護予防事業（通所型サービスC） ④訪問型介護予防事業（訪問型サービスC） ⑤地域介護予防活動支援事業 ⑥一般介護予防事業評価事業 ⑦地域リハビリテーション活動支援事業
	(3) 介護予防・生活支援 サービス事業の推進	①訪問型サービス ②通所型サービス ③その他の生活支援サービス ④介護予防ケアマネジメント

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標3 高齢者の社会参加 と生活環境の整備	(1) 高齢者の社会参加の 推進	①生涯学習の促進 ②公民館活動の促進 ③ふくおか高齢者はつらつ活動拠点事業の推進 ④小郡わいわいクラブ（総合型地域スポーツ クラブ）の推進 ⑤老人クラブ活動への支援 ⑥高齢者の多様な就業・社会参加の促進 ⑦敬老会 ⑧敬老事業（敬老祝金支給）
	(2) 生活環境の整備	①居宅系施設の整備 ②住環境の整備（おごおりすみよか事業） ③ユニバーサルデザイン化の推進 ④買い物支援 ⑤ごみ出し等の負担の軽減
基本目標4 自立と安心に つながる サービス提供の 仕組みづくり	(1) 在宅生活の継続支援	①生きがい活動支援事業 ②緊急通報システム整備事業 ③見守り高齢者支援台帳登録事業 ④ふれあい安心コール事業 ⑤老人福祉電話の貸与 ⑥寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ⑦訪問理美容サービス事業 ⑧軽度生活援助サービス事業 ⑨生活管理指導（ショートステイ）事業 ⑩生活管理指導（ホームヘルプ）事業 ⑪高齢者食改善（配食サービス）事業 ⑫在宅介護用品給付事業 ⑬住宅改修支援事業
	(2) 権利擁護体制の充実	①日常生活自立支援事業の推進 ②成年後見制度の利用促進 ③消費者被害防止及び対応
	(3) 虐待防止体制の充実	①被虐待高齢者の早期発見・早期対応 ②虐待防止の啓発
	(4) 認知症ケア体制の 整備	①認知症初期集中支援チームの整備 ②認知症地域支援推進員の設置 ③認知症サポーターの養成 ④徘徊高齢者家族支援事業 （徘徊高齢者位置情報検索サービス） ⑤小郡市認知症高齢者等SOSネットワーク システムの実施事業 ⑥「家族会」の実施 ⑦認知症カフェの開設支援 ⑧認知症に対する正しい理解の促進
	(5) 安心・安全対策の 推進	①災害時における高齢者等の要援護者に 対する安全の確保 ②地域における防災体制の充実 ③高齢者の交通安全対策の推進

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
<p>基本目標5 介護保険 サービスの充実</p>	<p>(1) 居宅介護(介護予防)サービス等の充実</p>	<p>①介護予防訪問介護・訪問介護(ホームヘルプ) ②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護・訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導 ⑥介護予防通所介護・通所介護(デイサービス) ⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション ⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 ⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護 ⑩介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護 ⑪介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与 ⑫特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入 ⑬住宅改修 ⑭介護予防支援・居宅介護支援</p>
	<p>(2) 地域密着型サービスの充実</p>	<p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護 ③地域密着型通所介護 ④介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護含む) ⑤介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>
	<p>(3) 施設介護サービスの充実</p>	<p>①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ②介護老人保健施設(老人保健施設) ③介護療養型医療施設(療養病床等)</p>

第4章 計画の将来的な枠組み

1 日常生活圏域の枠組み

(1) 日常生活圏域の概要

第3期以降の市町村介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、市町村内を日常生活圏域に分けることとしています。

日常生活圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、保険者ごとに定めることになっています。

人口規模等からみると、小郡市の日常生活圏域は2圏域程度と考えられるものの、小郡市の現状や地域包括支援センターの公平中立な運営の確保等の面を踏まえ、小郡市では第5期計画に引き続き、市全体を1つの生活圏域と設定することとします。

なお、アンケートやヒアリングの結果、または地域包括ケアシステムの推進や多種多様化するニーズに応えるために、日常生活圏域のあり方を検討していきます。

<日常生活圏域の概要>

	面積	総人口	高齢者人口	高齢化率	世帯数
圏域1（小郡市全域）	45.5 Km ²	59,503 人	14,502 人	24.4%	22,987 世帯

資料：平成26年住民基本台帳（10月1日現在）（面積は平成22年国勢調査）

ただし、地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護事業所の整備については、地域による偏りなどを回避する目的から、中学校区（5区）をそれぞれの生活圏域として設定します。

<【参考】 第5期までに整備された施設>

中学校区	施設名	所在地
大原中学校区	ふれあいの家 あずま野	小郡2486
立石中学校区	集いの家 さなぼり	井上516-1
三国中学校区	ひまわりの郷 小郡	横隈367-2
小郡中学校区	いこいの森 さち	寺福童949-40
宝城中学校区	ひまわりの郷 味坂	八坂489-1

2 将来推計

(1) 被保険者数の推計

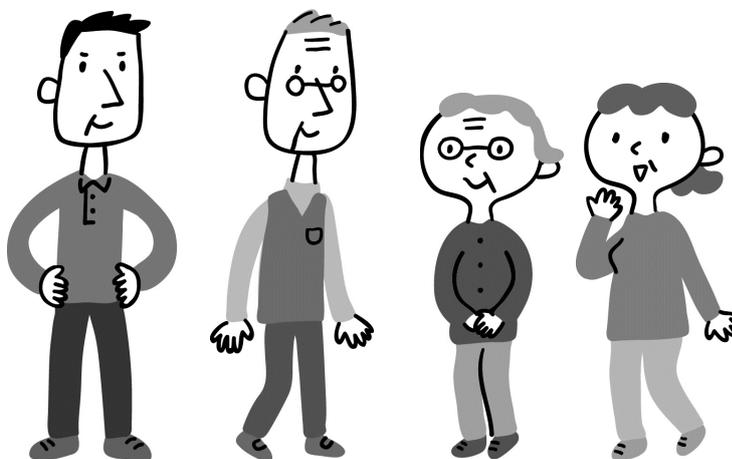
<被保険者数の推計値>

単位：人

	実績値		推計値		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者	13,879	14,328	14,883	15,255	15,569
65～74歳	7,091	7,384	7,653	7,779	7,852
75歳以上	6,788	6,944	7,230	7,476	7,718
第2号被保険者 (40～64歳)	19,970	19,835	19,761	19,633	19,534
計	33,849	34,163	34,644	34,888	35,103

資料：第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート（基準日：各年10月）

※平成26年度のデータは最新の報告値



(2) 要介護（支援）認定者数の推計

<要介護（支援）認定者数の推計値>

単位：人、%

	実績値		推計値		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	421	509	661	824	1,006
構成比	19.4	22.2	26.7	30.7	34.2
要支援 2	343	360	341	329	334
構成比	15.8	15.7	13.8	12.3	11.4
要介護 1	418	427	448	466	494
構成比	19.3	18.6	18.1	17.4	16.8
要介護 2	333	333	340	346	354
構成比	15.4	14.5	13.7	12.9	12.1
要介護 3	234	247	256	265	273
構成比	10.8	10.8	10.3	9.9	9.3
要介護 4	257	269	268	265	267
構成比	11.8	11.7	10.8	9.9	9.1
要介護 5	163	151	163	185	209
構成比	7.5	6.6	6.6	6.9	7.1
計	2,169	2,296	2,477	2,680	2,937

資料：第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート（基準日：各年10月）

※要介護（支援）認定者数は第1号・第2号被保険者を合わせた数値

<第1号被保険者の要介護認定率の推計値>

	実績値		推計値		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要介護認定率	15.8%	15.8%	16.6%	17.6%	18.9%

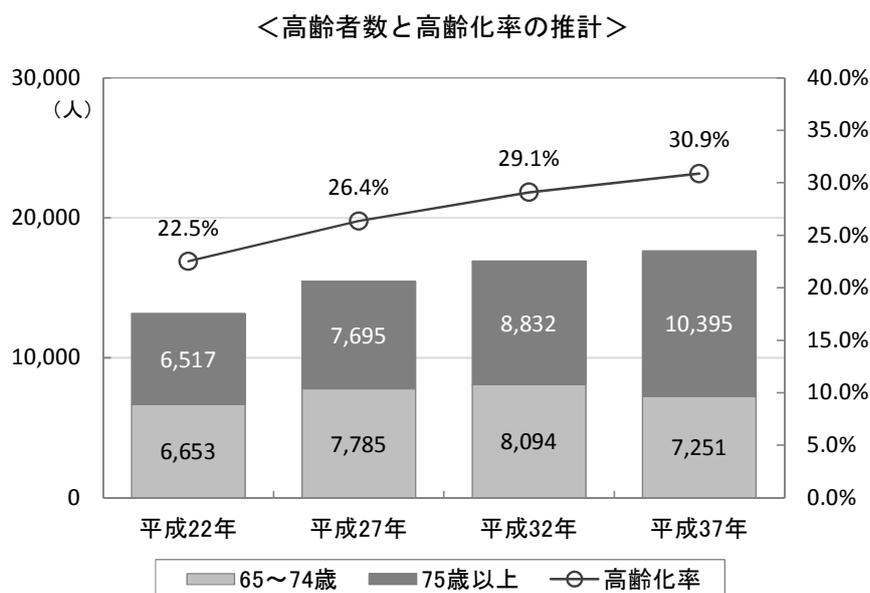
資料：第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート（基準日：各年10月）

3 中・長期推計

(1) 高齢者数と高齢化率の推計

前期高齢者（65～74歳）では平成32年にピークとなっていますが、後期高齢者（75歳以上）では平成37年まで増加を続けています。

高齢化率をみると、平成37年には30.9%となっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 被保険者数の推計

被保険者数の推計結果をみると、平成32年度には前期高齢者数と後期高齢者数が同程度になっていますが、平成37年度には後期高齢者数の方が多くなっています。

＜被保険者数及び認定率の推計値＞

単位：人

	推計値	
	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者	15,988	16,765
65～74歳	7,979	7,336
75歳以上	8,009	9,429
第2号被保険者（40～64歳）	19,450	18,811
計	35,438	35,576

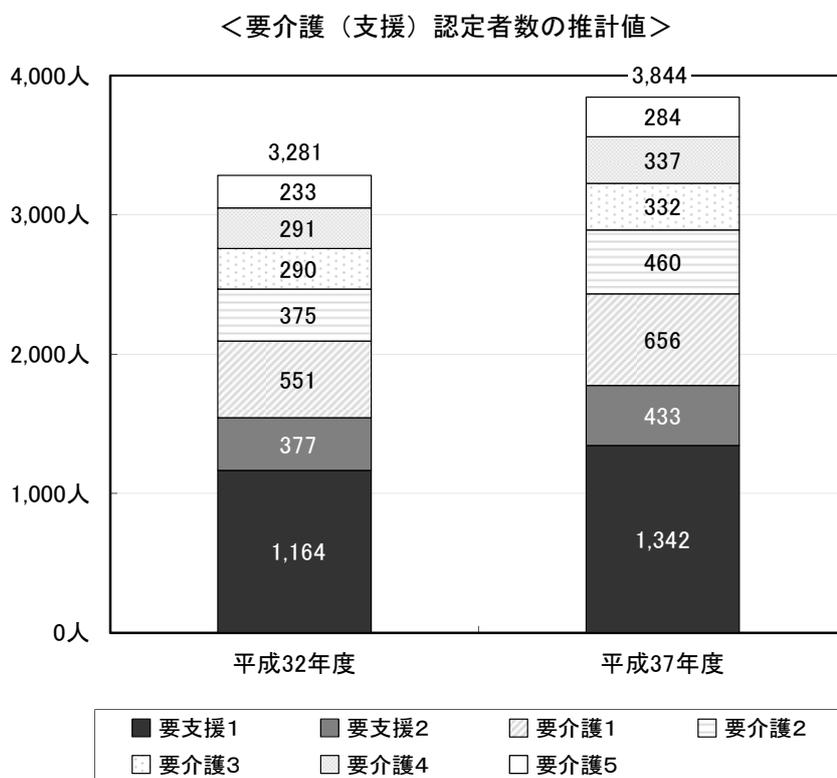
資料：第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート

	推計値	
	平成32年度	平成37年度
要介護認定率	20.5%	22.9%

資料：第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート

(3) 要介護（支援）認定者数の推計

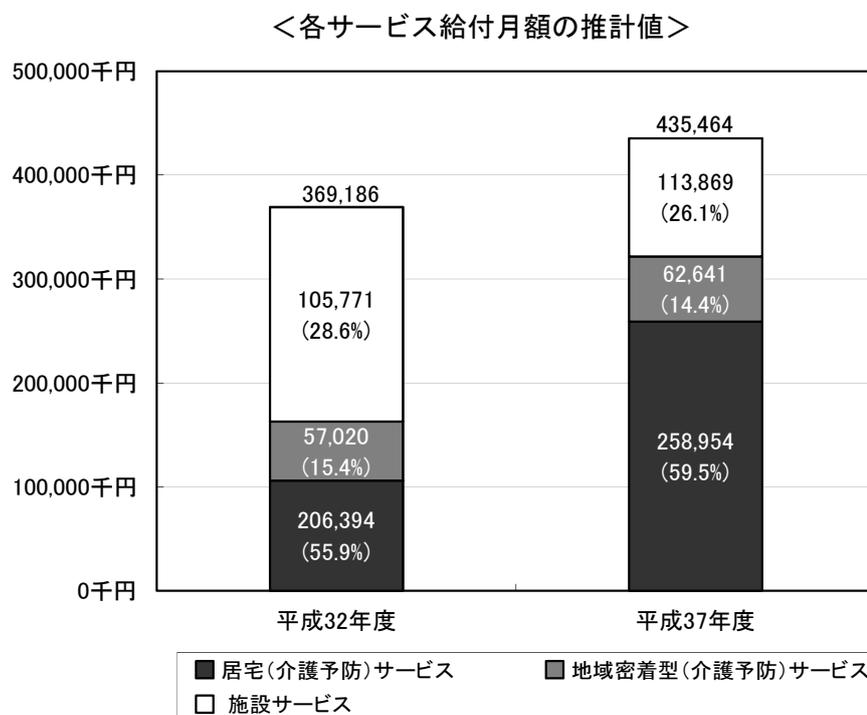
要介護（支援）認定者数の推計結果をみると、平成37年度では、要支援1～要介護1の合計が2,431人（63.2%）となっており、軽度者が過半数を占めています。



資料：第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート

(4) 各サービス給付月額額の推計

各サービスの給付月額額の推計結果をみると、平成32年度には369,186千円、平成37年度には435,464千円となっています。



資料：第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート

※端数処理の関係で計が一致しない場合があります。

第5章 施策の内容

基本目標1 福祉意識の向上と地域で支え合う仕組みづくり

(1) 福祉意識の啓発と市民参加の推進

介護が必要になった高齢者やその家族を地域で支え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを実現するためには、地域住民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域社会におけるそれぞれの役割を認識する必要があります。

そのためには、地域活動に積極的に参加し、地域内で住民同士が交流を深めていくことが大切です。

小郡市では、平成16年4月1日に制定した「小郡市生きがい憲章」のもと、市民一人ひとりが憲章の趣旨を理解し、心豊かな長寿社会づくりをめざしています。

① 福祉意識の啓発

あすてらすフェスタ等の各種イベントへの参加や出前講座、たなばた学遊倶楽部、または政治学級等のさまざまな機会を通じて、福祉意識を高めるための啓発活動を行っていきます。

また、市民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、思いやりのある心豊かな長寿社会づくりへの意識啓発も図っていきます。

小郡市自らが企画・主催する地域ごとの「ミニ講座・勉強会」等の開催を引き続き検討していきます。併せて、広報活動、情報発信を行い制度趣旨等の理解と協力を得ながら、より良い事業運営に努めます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市	各講座・教室・講演会等開催会場

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	578人	332人	500人	550人	575人	600人
回数	15回	8回	20回	25回	30回	35回

② 福祉教育の推進

総合的学習の時間等を活用し、将来の福祉分野の担い手である小学生や中学生等に対し、福祉施設の見学等による高齢者介護に関する教育・体験を通じて、高齢者福祉への意識の啓発を図ります。学習指導要領の実施により、総合的な学習の時間が組み込まれています。今後は、より一層のねらいや育てたい力を明確にしたうえで、学習活動に取り組んでいきます。

イベント等の催しにおいても積極的に参加し、一般市民に対する意識啓発を図っていきます。

③ 参加と交流の促進

地域福祉の推進を図る観点から、地域住民の各種活動への参加を推進することが必要です。地域福祉の中核を担う小郡市社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、老人クラブ等との連携を強化し、また関係機関と連携を保ちながら地域におけるさまざまな活動の活性化と市民参加の推進を図り、市民一人ひとりの交流促進に努めていきます。

小郡大刀洗広域シルバー人材センター等で行う高齢者と子どものふれあい事業をより一層支援していきます。

市民・行政・関係機関団体等と連携、協働のもと、地域コミュニティづくりのひとつである「ふれあいネットワーク」の活動を推進し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり、地域のつながりづくりに取り組みます。



小郡市告示第33号

平成16年4月1日

小郡市生きがい憲章

わが国は、国民の努力により経済的繁栄を築き上げると共に、我々の願望である長寿を実現できる社会を他国に先駆けてつくりつつあります。そして今、長寿をすべての市民が喜びの中で迎え、安心して暮らすことのできる社会の形成が求められています。

しかしながら、高齢化の進展の速度に比べ、市民の意識や社会システムの対応は遅れ、解決すべき課題は多岐にわたっています。

市民一人ひとりが生涯にわたって真に幸福を享受できる社会を築き上げていくために、社会参加・敬意ある共生・健康及び福祉・生活環境等に係るそれぞれのシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう見直し、個人、家族、地域社会、そして行政が、共に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要です。

また、高齢社会への対策は、同時に全てのハンディキャップを持つ方々への対策でもあります。ここに、市民社会全体の問題としてその方向性を明らかにし、総合的、包括的に推進していくため、この憲章を制定します。

（社会参加）

- 一、活力ある全員参加の社会形成のために、高齢者やハンディキャップを持つ方々が、その意欲と能力に応じ就業できる多様な機会をつくと共に、あらゆる社会的活動への参加を促進します。
- 一、市民一人ひとりが生涯にわたり目標を持ち豊かな生活を営むことができるよう、生涯学習の機会を確保します。

（敬意ある共生）

- 一、子供から高齢者まで市民一人ひとりが、日々感動し、共に語り合い、共に支えあう、やさしさにあふれたまちづくりを進めます。
- 一、子供たちが、命の大切さを学ぶと共に、高齢者やハンディキャップを持つ方々に対し心から敬意をはらう地域社会をつくります。

（健康及び福祉）

- 一、高齢期の健やかで安らかな生活を確保するため、市民一人ひとりが自らの健康保持増進に努める社会的責任を果たします。
- 一、保健、医療、福祉の相互の連携を図りつつ、適正な保健医療及び福祉サービスを提供する体制の整備を図ります。

（生活環境）

- 一、支援を必要とする全ての人たちが、可能な限り自立した日常生活を営むことができる生活基盤の整備を推進します。
- 一、支援を必要とする全ての人たちが、共に暮らし不安のない生活を営むことができるように、交通の安全を確保し、犯罪の被害、災害から守ります。

(2) 地域における支援体制づくり

核家族化の進展に加え超高齢社会を迎え、高齢者のひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等が増加し続け、家庭内の介護力は逆に低下し続けています。介護力の低下に加え介護に対する需要の多様化は増え続けていく中、公的なサービスだけではすべての高齢者を支えることが難しい状況になっております。

このことから、高齢者やその家族を地域で支える仕組みをつくるため、地域の活動や取り組みを支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の支援体制の整備に努めていきます。

① 地域組織の連携強化

地域福祉活動の活性化のためには、小郡市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等の個々の活動を活発化するとともに、連携を強化し活動できる仕組みづくりが必要となります。

小郡市社会福祉協議会のふれあいネットワーク事業等により、地域組織の連携を図ります。また、小郡市では総合相談事業などを通じ活動組織への支援を行うとともに、健康づくりを支援することにより、地域の連携強化を推進します。

② 地域における高齢者見守り体制の強化

介護が必要な状態になったり認知症になった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的サービスによる支援だけでなく、地域での見守りや支援が必要と考えられます。

小郡市では、行政と関係団体による高齢者の見守りに関する事業や隣保館、集会所による高齢者宅訪問活動、小郡市社会福祉協議会による「ふれあいネットワーク」において、地域の区長や民生委員・児童委員、老人クラブ等の連携により声かけや見守り事業を行っています。

小郡市社会福祉協議会においては、緊急時におけるひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯等の安全安心を確保することを目的に三井消防署と連携し、救急医療情報キットの配布を行っています。

今後、見守りの必要な高齢者の増加が予測されることから、地域における身近な協力者を増やし、活動の必要性を認識してもらうための広報活動を行っていきます。

③ ボランティアの育成・支援

小郡市では、既に多くのボランティア団体が組織・活動され、高齢者や障害のある人の支援を行っています。

高齢者に関わるボランティアのひとつとして、介護予防事業における「サロン推進委員養成講座」及び小郡市社会福祉協議会主催の「福祉レクリエーション講座」の卒業生で構成する「おごおりレク健康隊」や地域のボランティアが、「ふれあいサロン」の担い手として活動しています。

今後、少子高齢化がさらに進行していく状況のなかで、高齢者に係るさまざまな課題に対応していくためには、担い手となるボランティアの確保が不可欠となるため、小郡市社会福祉協議会と連携し、有償ボランティア制度等の導入を検討するなど、ボランティアの育成とボランティア団体の活動支援に努めていきます。

(3) 生活支援サービスの体制の整備

① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢者の生活支援・介護予防サービス体制の整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす生活支援コーディネーターを配置します。

② 協議体の設置

小郡市が主体となり、コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークの整備を図ります。

(4) 地域包括ケア体制の整備

① 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的とする施設であり、今後、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現に向けて中心的役割を担うことが求められています。

そのため、地域包括支援センターが中心となり、地域の身近な総合相談・支援の機能を果たすことで、介護サービス等の公的サービスだけでなく地域におけるサービスや資源を

有効に活用し、高齢者やその家族を包括的に支援できる体制づくりを推進します。

なお、高齢者の状況を鑑みながら日常生活圏の在り方を検討するなかで、地域包括支援センターの充実・強化について検討していきます。

② ケアマネジメント支援

地域のケアマネジャー等に対し、ケアプラン作成技術の指導・助言や研修会等を開催するとともに、関係機関との連携・協力体制の整備等、包括的・継続的なケア体制の構築支援等の事業を実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

③ 地域ケア会議の充実

医師会・介護保険事業所や関係機関と連携した地域ケア会議の推進により、高齢者個人に対する支援の充実やそれを支える社会基盤の整備を図ります。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。

小郡市では、小郡三井医師会、小郡三井歯科医師会及び久留米三井薬剤師会等の関係機関や医師会主体の小郡三井地域包括ケアシステム研究会及び多職種連携会議等との協議を十分に行いながら、取り組みを進めていきます。

① 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を調査し、これまでに自治体等で把握されている情報と合わせて、マップ、またはリストを作成します。作成したマップ等は、地域の医療・介護関係者や住民に広く公開を行います。

② 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行います。

③ 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等

医療知識の十分でない地域包括支援センターやケアマネジャー等の介護サイドの職種に対して、医療知識の提供、相談窓口の設置等により支援を行い、在宅医療・介護連携の円滑化を図ります。

④ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援

地域連携パス等の情報共有ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、地域の医療・介護関係者等の中で、事例の医療、介護等に関する情報を共有できるよう支援します。

⑤ 在宅医療・介護関係者の研修

地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行います。また、地域の医療・介護関係者が、多職種連携の実際等についてグループワーク等の研修を行います。

⑥ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、利用者等の急変時等の連絡体制も含めて、地域の医療・介護関係者の協力を得て体制の整備を計画的に行います。

⑦ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等によって、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図ります。

⑧ 二次医療圏内・関係市町村の連携

同一の二次医療圏内にある市町村が連携して、当該二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、県、保健所等の支援の下、当該病院と協力して、退院後に在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう情報共有の方法等を含む在宅医療・介護連携のために必要な事項について協議を行います。また、必要に応じて、同一の二次医療圏にある市町村が連携して、利用者等が急変時に診療する医療機関の確保等について協議を行います。

基本目標2 介護予防の推進

(1) 介護予防の基盤整備

① 介護予防拠点の整備

市民主体による介護予防の取り組みを進めるためには、地域において誰もが気軽に利用できる場の確保が必要となります。

校区公民館・各区の公民館等の既存施設を利用しながら、地域における介護予防事業を行うための拠点となるよう推進します。

② 介護予防ボランティアの推進

高齢期には身体機能の低下により閉じこもりがちになり、地域とのつながりが薄れ、さらなる身体機能の低下を招いてしまうという傾向があります。そのため、ボランティア活動を通じた社会参加を介護予防の視点から支援します。

高齢者の参加による介護予防の取組みを推進する一助とするため、「介護予防ボランティアポイント制度」の導入の検討を進めます。

(2) 介護予防事業の推進

生活習慣病などの疾病や転倒による骨折などを起因として、寝たきりや認知症、要支援・要介護状態へと発展することのないよう、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。

また、介護予防に携わる関係機関と連携をとりながら、介護予防に寄与する地域活動を育成・支援し、二次予防事業対象者には、通所または訪問により介護予防に効果のある各種事業を実施し、要介護状態になることの予防や状態の軽減、または悪化の防止を図ります。

① 介護予防に関する普及啓発

○ 高齢者生きがいと健康づくり事業（高齢者運動会）

高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、社会的孤立感の解消や自立生活の助長を図ります。

楽しく、または無駄なく体を動かすこと、及び人との交流の機会を持つことにより、高齢者の健康の維持・増進につなげていきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	小郡市老人クラブ連合会	小郡運動公園

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	1,219人	1,230人	1,250人	1,260人	1,270人	1,280人
実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

○健康教室（脳の健康教室）

介護予防の観点から、脳機能の維持・改善の学習と、「生涯学び続けたい」という希望に応えるとともに、自宅から外出することにより人との交流など社会参加を促し、楽しくいきいきと輝ける場・交流の場として、関係機関と連携しながら教室を実施しています。

また、あすてらすヘルスプロモーションの協力により、身体の健康についての意識づけを行うプログラム（体操指導や医師などによる健康指導）を加え、身体機能の維持改善を図っています。

そのほか、認知症や高齢者のための市民講演会の開催、ふれあいネットワークのサロン等での出前講座を実施して、介護予防の理解啓発に努めています。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	小郡市社会福祉協議会	小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	64人	64人	60人	20人	20人	20人
実施回数	44回	44回	40回	12回	12回	12回

○ 介護予防対象者講演会（介護予防なんでんかんでん）

生活習慣病や心身の健康についての自覚を高め、健康づくりや介護予防について正しい知識を普及啓発するため、高齢者を対象とした講演会を実施します。

今後は、小郡市の実態を踏まえながら、講演内容の充実を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	NPO法人あすてらす ヘルスプロモーション	小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」 小郡市生涯学習センター

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	63人	76人	80人	100人	100人	100人
実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

○ 国保高齢受給者証交付時健康づくり講話

国保高齢受給者証交付時に月1回、健康づくり講話を行い、健康づくりや介護予防に関する意識の向上を図るとともに、介護予防に関する知識の普及啓発に努めます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	NPO法人あすてらす ヘルスプロモーション	市庁舎内

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	214人	219人	300人	300人	300人	300人
実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

② 介護予防事業対象者の把握

○ 基本チェックリストによる把握事業

要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者を対象に、日常生活で必要となる機能（生活機能）を把握するために、基本チェックリストを郵送にて配布し、二次予防事業の対象者を選定します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市	地域包括支援センター

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
二次予防事業 対象者候補者	1,293人	1,107人	1,155人	1,323人	1,350人	450人

③ 通所型介護予防事業（通所型サービスC）

○ 運動器の機能向上事業

運動器の機能が低下しているおそれのある高齢者を対象に、運動指導士などの指導により家庭でもできるストレッチや簡単な筋力向上の運動を学び、足腰の筋力強化や体力アップを図るための教室を開催します。

また、市内のデイケア・デイサービス事業所においても実施します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	NPO法人あすてらす ヘルスプロモーション	小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」
	市内デイケア・デイ サービス事業者	市内デイケア・デイサービス事業所

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	40人	38人	45人	45人	45人	45人
実施回数	68回	50回	78回	78回	78回	78回

○ 栄養改善・口腔機能向上事業（とつても栄養健口教室）

低栄養状態のおそれがある（または低栄養状態にある）人や、口腔機能に低下のおそれがある（または口腔機能の低下がある）人を対象に、管理栄養士等による栄養改善のための食事づくりや食材の購入の指導、歯科医による歯磨きや義歯の手入れの指導及びそしゃく機能の訓練を行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	NPO法人あすてらす ヘルスプロモーション	小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	32人	46人	60人	60人	60人	60人
実施回数	5回	5回	5回	5回	5回	5回

④ 訪問型介護予防事業（訪問型サービスC）

二次予防事業対象者の中で、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがあり、かつ心身の状況により通所型介護予防事業への参加が困難な人を対象に、保健師が訪問して生活機能に関する問題を総合的に把握し、寝たきり予防の方法、家庭介護の方法、健康に関する相談などを実施します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市	対象者の自宅

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施人数	23人	4人	28人	40人	40人	40人
訪問回数	39回	7回	42回	50回	50回	50回

⑤ 地域介護予防活動支援事業

○ サロン事業活動支援

ふれあいネットワークのサロンの立ち上げや運営にあたるリーダー及びボランティアの育成・指導に努め、地域におけるサロン活動の普及を図ります。

また、「サロン推進委員養成講座」及び小郡市社会福祉協議会主催の「福祉レクリエーション講座」の卒業生による「おごおりレク健康隊」組織の充実を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	各ボランティア団体	各自治公民館

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延参加者数	1,245人	1,227人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
実施回数	83回	68回	80回	80回	80回	80回

⑥ 一般介護予防事業評価事業

原則として、年度ごとに以下の事業評価項目に沿って、各事業が適切な手順・過程を経て実施できているかの評価を実施し、内容の見直しを行います。

- 1) 介護予防に関する一般的な知識や、介護予防事業の対象者、事業内容、参加方法に関する情報について積極的に普及啓発をしているか。
- 2) 介護予防に役立つ活動をしているボランティアや地域活動組織を適切に把握しているか。
- 3) 介護予防事業を推進するにあたり、介護予防に寄与する活動をしているボランティアや地域活動組織と密に連携を図っているか。
- 4) ボランティアや地域活動組織のリーダーを育成するための研修会を開催しているか。
- 5) 地域活動組織の求めに応じ、担当職員の派遣、活動の場の提供をしているか。
- 6) 介護予防事業の効果により、要介護認定者数は目標値に照らして達成されているか。

⑦ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の活動を支援します。

(3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

① 訪問型サービス

(ア) 訪問介護（現行の介護予防訪問介護に相当するもの）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介助や、家事などの日常生活の援助を行います。

平成29年度より開始予定

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	サービス事業者	対象者の自宅

(イ) 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

緩和した基準で、ホームヘルパー等が自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介助や、家事などの日常生活の援助を行います。

平成29年度より開始予定

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	サービス事業者	対象者の自宅

(ウ) 訪問型サービスB（住民主体による支援）

ボランティアを活用しながら、軽度な生活援助を提供します。

平成29年度より開始予定

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	ボランティア	対象者の自宅

② 通所型サービス

(ア) 通所介護（現行の介護予防通所介護に相当するもの）

デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

平成 29 年度より開始予定

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	サービス事業者	サービス事業所

(イ) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

緩和した基準で、ミニデイサービスや運動、レクリエーション活動など、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業を提供します。

平成 29 年度より開始予定

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	サービス事業者	サービス事業所他

(ウ) 通所型サービスB（住民主体による支援）

ボランティアを中心として、サロンや定期的な交流会など日中の通いの場をつくります。

平成 29 年度より開始予定

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	ボランティア	公民館他

③ その他の生活支援サービス

○栄養改善を目的とした配食（要支援1、要支援2及び基本チェックリストでの該当者）

ひとり暮らし高齢者やその他の要援護高齢者に対して、定期的に配食サービスを提供することにより、生活の基本である食の確保を図ります。

また、配食の際に、高齢者の安否確認を行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	調理：委託業者 配送：公益社団法人 小郡大刀洗広域 シルバー人材センター	対象者の自宅

■数値目標

	数値目標		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数			70人
延配食数			9,500食

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対して、総合事業によるサービスと介護予防給付のサービスを組み合わせ、適切な介護予防のケアマネジメントを行い、要介護状態等になることを予防します。



基本目標3 高齢者の社会参加と生活環境の整備

(1) 高齢者の社会参加の推進

高齢期において、住み慣れた地域で充実した心豊かな暮らしを送るためには、高齢者が生涯学習やスポーツ活動などへの参加を通じて、生きがいをもって過ごすことが重要です。

また、高齢化が進む中で、互いに支え合うことのできる地域社会を築くためには、高齢者自身がサービスを受けるばかりでなく、サービス提供の担い手となることも求められます。

今後、さらなる高齢者の増加が見込まれる中、元気な高齢者が地域において、その豊富な知識や経験、能力等を活かしながら、地域活動に積極的に参加することが必要です。

① 生涯学習の促進

高齢者の学習意欲に応じ、多くの分野からさまざまな講座を企画することで学習機会の充実を図ります。また、習得した技術・知識を地域活動に活かすことで社会参加を促進します。

② 公民館活動の促進

各校区公民館において、地域の特性に応じたさまざまな活動を行っています。高齢者が生きがいのある生活を実現し、自分たちの培ってきた経験や知識を学習支援や学校教育に役立てることで、社会参加活動の拡大を図ります。

○げんきかい

みんなが主役の活動で、「げんきかい」と肩をたたきながら会員同士の交流を図ります。毎月1回開催し、勉強会や料理実習、視察研修、健康体操など、高齢者向けの「健康づくり」や「生きがいづくり」に関する講座を行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
生涯学習課	御原校区公民館	校区公民館、集会所など

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延参加者数	254人	229人	220人	220人	220人	220人
実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

第5章 施策の内容

基本目標3 高齢者の社会参加と生活環境の整備

○ひまわりはつらつ講座（健康講座、脳トレ、ダーツ、救急救命）

高齢者を対象とした健康講座、郷土史講座等を開催し、社会教育への参加及び健康づくりを図ります。

今後は、校区の市民との連携を図り、高齢者の参加しやすい環境づくりに努めます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
生涯学習課	東野校区公民館	校区公民館

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延参加者数	128人	147人	120人	120人	120人	120人
実施回数	9回	11回	12回	10回	10回	10回

○いきGUYセミナー

地域の高齢者の生きがいづくりやふれあいの場づくり及び公民館活動の活性化をめざして、さまざまな講座等を開催しています。今後も魅力ある講座を企画し、参加率の向上を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
生涯学習課	味坂校区公民館	校区公民館

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延参加者数	163人	149人	150人	150人	150人	150人
実施回数	11回	10回	10回	10回	10回	10回

○健康講座

高齢者の健康づくりのために、講師を地域の病院から派遣してもらい、認知症やがん、糖尿病等についてのテーマで健康講座を行います。

今後は講座の内容についてアンケート等を実施し、講座の充実を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
生涯学習課	味坂校区公民館	校区公民館

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延参加者数	87人	115人	100人	100人	100人	100人
実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

○健康講座

高齢者の健康づくりのため、講師を地域の病院から派遣してもらい、がんや生活習慣病などについてのテーマで健康講座を実施し、あわせて健康食料理講座なども実施しています。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
生涯学習課	小郡交流センター	校区公民館、自治公民館

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延参加者数	289人	100人	90人	75人	75人	75人
実施回数	19回	5回	6回	5回	5回	5回

③ ふくおか高齢者はつらつ活動拠点事業の推進

「たなばた学遊倶楽部」として、50歳以上を対象に講座を開設し、地域の高齢者が「創り」、高齢者が「教え」、高齢者が「学び」、高齢者が「活かす」ための活動拠点を整備します。

高齢者の学習機会の充実と、習得した技術や知識を地域や学校等で活かすために、ボランティア情報の収集・提供を行い高齢者の社会参加活動を推進しています。

今後は講座の受講生が地域で積極的に自主講座として活動できるよう、環境整備に取り組むとともに、ニーズに応じた新しい講座を企画します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
生涯学習課	教育委員会	小郡市生涯学習センター他

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申込者数	233人	282人	330人	350人	350人	350人
実施回数	133回	149回	164回	160回	160回	160回

④ 小郡わいわいクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の推進

子どもから高齢者まで誰もが、年齢、興味・関心、技術・技能レベルに応じて、いつでも参加できる総合型スポーツクラブの活動により、市民の健康保持・増進を図る生涯スポーツ社会の実現に努めます。

健康体操や太極拳、卓球など、高齢者が気軽に参加しやすい教室を開設するとともに、新教室の開設や幅広い年代への情報提供を行い、会員の拡大を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
スポーツ振興課	小郡わいわいクラブ	九州情報大学小郡キャンパス体育館 小郡市体育館

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会員数	210人	192人	200人	205人	210人	220人
実施回数	227回	183回	229回	229回	229回	229回

⑤ 老人クラブ活動への支援

永年の知識や経験を活かして地域社会を豊かにする諸活動に積極的に参加し、元気な高齢者を目指す仲間の輪を広げ、その活力を結集して社会の期待に応えることを目的としています。また、老人クラブ活動を通じて、高齢者の仲間づくりや生きがいと健康づくり等も行っています。

老人クラブ活動の活性化のために、各老人クラブにおける魅力あるプログラムづくりや広報活動を支援します。

■主な活動

「市車連便り」・老連誌「小郡老連」の発行、環境美化運動、高齢者支援活動、校区育成事業（学習講座、社会見学、女性リーダー研修）、高齢者文化・スポーツ活動支援事業（老人保健福祉大会、演芸会、作品展、高齢者運動会、園芸教室、囲碁将棋大会、グラウンドゴルフ・ペタンク大会）

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	小郡市老人クラブ連合会	小郡市生涯学習センター

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
クラブ数	50クラブ	48クラブ	42クラブ	44クラブ	46クラブ	48クラブ
登録会員数	3,197人	3,068人	2,706人	2,800人	2,900人	3,000人

⑥ 高齢者の多様な就業・社会参加の促進

シルバー人材センターとは、おおむね60歳以上の高齢者で、定年退職後などの余暇を利用し、臨時的かつ短期的な就業を希望する人に仕事の機会を確保・提供するものであり、小郡市では、大刀洗町とともに「公益社団法人 小郡大刀洗広域シルバー人材センター」として事業に取り組んでいます。

永年の高齢者の知識と能力を活かし、高齢者の生きがいと健康づくりや社会参加の推進を目的としており、企業や行政機関及び一般家庭等を対象に、植木の剪定・除草・屋内清掃・家事サービスなどを行っています。他にも、軽度生活援助事業等の高齢者福祉事業を実施しています。

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯等が、安心して地域で暮らせるように安否確認などの支援活動や日常生活上のちょっとした困りごとを手助けする地域サポート事業を実施します。また、地域の高齢者がこれからも元気でいられるように介護予防のイベントを開催します。

第5章 施策の内容

基本目標3 高齢者の社会参加と生活環境の整備

今後は、同シルバー人材センターと連携をさらに強化し、高齢者の就業機会の確保に努めます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	公益社団法人 小郡大刀洗 広域シルバー人材センター	小郡市高齢者社会活動支援センター

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録会員数	410人	404人	390人	400人	410人	420人

⑦ 敬老会

永年にわたりさまざまな社会の進展に寄与してきた高齢者に対し、敬意を表わすため、敬老会を開催しています。毎年10月頃、小学校区または行政区ごとに、その地区に居住する75歳以上の高齢者に対し、敬老会の式典、昼食会及び地元ボランティアによる演芸等からなる敬老会を行っています。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	小学校区または行政区	区公民館、校区公民館、小学校体育館など

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	3,072人	2,933人	3,100人	3,150人	3,200人	3,250人

⑧ 敬老事業（敬老祝金支給）

永年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対し、敬老祝金を支給することによって敬老の意を表わし、その福祉の増進を図る事業です。

当該年度の4月1日から9月1日まで引き続き小郡市の住民基本台帳に登録され、かつ、小郡市に居住している人で、当該年度内に満88歳を迎える人、満100歳以上になられる人が対象となっています。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
介護保険課	市

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数	690人	698人	750人	800人	850人	900人

(2) 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた自宅で暮らし続けるためには、特性に応じた高齢者の住まいの整備が必要であることから、既存住宅の改修を推進します。

また、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人々が地域社会の一員としてさまざまな活動に参加・参画できる安全・安心な社会をめざし、道路や公共交通機関、公共・公益施設などのバリアフリー化を関係機関などと連携のもと推進します。

①居宅系施設の整備

○ 養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法において定められる、環境及び経済的理由によって在宅での生活が困難な高齢者を保護し、養護する目的でつくられた施設です。その高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するため、高齢者の心身の健康保持と生活環境の向上に必要な指導及び援助を行っています。

小郡市には定員80名の養護老人ホーム（小郡池月苑）が1箇所あります。第5期計画期間中において適切なサービス量が確保されているため、今後は現在の施設の維持を図ります。

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
措置者数	49人	44人	45人	46人	47人	48人

○ 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯に対し、入浴や給食等の日常生活上必要なサービスを提供する施設です。

第5期計画期間中において適切なサービス量が確保されているため、今後は現在の施設の維持を図ります。

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入所者数	67人	63人	70人	70人	70人	70人
箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

○ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅などその他の施設

その他の施設には、入浴、食事などの日常生活上必要なサービスを提供する有料老人ホームや、一定の要件を満たした高齢者単身・夫婦世帯など的高齢者世帯を対象にしたサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームやケアハウスなどのうち、都道府県から特定施設入居者生活介護の指定を受けた特定施設などがあります。

小郡市においては、持ち家率が高く、また、自宅での生活を望む人が多かったため、現在のところ、このような施設整備を行う予定はありません。

② 住環境の整備（おごおりすみよか事業）

在宅の介護を必要とする高齢者または同居する世帯に対して、高齢者に配慮した住宅に改修するための資金の一部を補助することにより、高齢者の家庭での自立を促進し、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

また、自宅で自立した生活を送れるよう、要介護認定者においては、手すりの取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修の費用を支給し、在宅での生活を支援します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市	対象者各自に支給

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給額	300,000円	300,000円	900,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
利用件数	1件	1件	3件	4件	4件	4件

③ ユニバーサルデザイン化の推進

市営住宅においては、ユニバーサルデザインを目標とすべき民間住宅の整備を促進するため、ユニバーサルデザイン仕様の住宅ストックの増加に努めています。具体的には、エレベーターの設置、手すり・スロープの設置、呼出表示設備の設置等、高齢者に配慮した住戸の整備を推進します。

三国が丘駅のエレベーターについては、駅構内及び東口の整備に続き、西口においても整備し、誰もが利用できるようユニバーサルデザインのまちづくりに努めます。

さらに、乗り物の昇降時に配慮した、ノンステップ車両の継続的導入や公共施設へのアクセスの拡大など、各地域の状況に応じてコミュニティバスを運行させることにより高齢者の外出支援を図ります。

④ 買い物支援

運動機能の低下などにより、車の運転や短い距離の移動にも支障をきたしたり、店舗等の撤退により、買い物に対して不便を感じている高齢者は多くなっています。そのため、宅配や移動手段の確保等による買い物支援を図ります。

物資（日常生活品等）の確保については、既存の業者が行っている宅配サービスの活用の啓発や新たな事業者の参加協力依頼に努めます。また、注文の集約及び買い物代行など、社会資源を有効活用した取り組みにも努めます。

移動販売等については、市民ニーズの把握に努め、併せて、参加協力が可能な事業者やボランティア団体等の把握に努め、支援を検討します。

近隣商業施設等への移動手段の確保については、既存の社会資源の活用に努めます。

⑤ ごみ出し等の負担の軽減

正しいごみ出しの推進に向けて、ごみ収集形態を検討する中で、高齢者等にとっても、ごみが出しやすい方法を考慮し、現在のような「路線回収」でごみを回収しています。

燃えるごみ、不燃物、粗大ごみ及び資源ごみ等のすべてのごみを自宅前に出せる「路線回収」にすることで、高齢者のごみ出しにかかる負担の軽減に努めます。

自宅前までのごみ出しが不自由な世帯は、生活の他の面においても何らかの支援が必要であると考えられるため、今後は他の福祉施策も活用した支援を検討します。

基本目標4 自立と安心につながるサービス提供の仕組みづくり

(1) 在宅生活の継続支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けていくためには、高齢者の個々の状況に応じたきめ細かい支援が必要です。地域支援事業やその他の高齢者福祉サービスを効果的に組み合わせ、適切なサービスを提供することで、高齢者の自立支援を推進します。

① 生きがい活動支援事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、通所によるデイサービスを提供することにより社会的孤独感の解消、自立生活の支援及び要介護状態になることの予防を図ります。

デイサービスセンターなどにおいて、生きがい活動援助員を配置し、日常動作訓練から趣味活動などの各種事業を実施し、給食・入浴サービスを提供しています。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市内サービス事業者	市内デイサービスセンターなど9箇所

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	198人	140人	170人	180人	190人	200人
延人数	3,235人	2,946人	3,050人	3,300人	3,550人	3,800人

② 緊急通報システム整備事業

緊急通報システム機器の給付・貸与を行い、加えて緊急連絡先を24時間体制で確保することにより、緊急時における高齢者の不安の解消や、日常生活上の安全を確保し、もって在宅のひとり暮らし等の高齢者の福祉の増進を図ります。

ひとり暮らし等の高齢者が、家庭内で緊急事態に陥ったとき、対象者宅に設置された機器を用いて、比較的簡易な操作であらかじめ形成された緊急通報連絡体制に通報することにより、速やかに対象者の安否確認、救助を行うことを目的としています。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	委託事業者	対象者の自宅

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用件数	26件	26件	26件	30件	33件	36件

③ 見守り高齢者支援台帳登録事業

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯で、見守りを必要とする人について、民生委員・児童委員の協力を得て台帳を整備し、見守りを行っています。緊急時においては、関係機関と連携を図り情報提供も行います。

また、小郡市が実施する高齢者福祉サービスについて、適切な助言や提供等を行うことにより、高齢者の在宅福祉の充実を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市	民生委員・児童委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
台帳登録者数	2,397人	2,470人	2,680人	2,800人	2,930人	3,060人

④ ふれあい安心コール事業

「見守り高齢者支援台帳」に登録され、かつ、対象要件を満たした人のうち、ふれあい安心コール事業を希望する人に対して定期的に安否確認を行います。孤独感や不安感の解消に努め、高齢者の実態を把握するとともに支援等の充実を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	公益社団法人 小郡大刀洗 広域シルバー人材センター	小郡市高齢者社会活動支援センター

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	11人	8人	10人	12人	14人	16人

⑤ 老人福祉電話の貸与

老人福祉電話を貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する事業です。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市	対象者の自宅

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用件数	5件	5件	5件	6件	7件	8件

⑥ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

日常使用している寝具を洗濯、乾燥及び消毒するサービスを提供することによって、利用対象者の自立と生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	委託事業者	委託事業者の事業所

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	23人	16人	20人	23人	26人	30人

⑦ 訪問理美容サービス事業

老衰、心身の障害などにより理容院または美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽に理容または美容のサービスを提供し、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市内理美容組合	対象者の自宅

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	4人	5人	5人	6人	7人	8人

⑧ 軽度生活援助サービス事業

軽度な日常生活の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	公益社団法人 小郡大刀洗 広域シルバー人材センター	対象者の自宅

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	285人	265人	275人	290人	310人	350人
利用件数	1,754件	1,408件	1,650件	1,740件	1,860件	2,100件

⑨ 生活管理指導（ショートステイ）事業

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、施設への短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援サービスを行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	委託事業者	養護老人ホーム小郡池月苑

第5章 施策の内容

基本目標4 自立と安心につながるサービス提供の仕組みづくり

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	1人	0人	2人	3人	4人	5人
利用日数	3日	0日	10日	15日	20日	25日

⑩ 生活管理指導（ホームヘルプ）事業

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して生活管理指導員を派遣し、日常生活に対する指導、支援サービスを行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	小郡市社会福祉協議会	対象者の自宅

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	2人	2人	2人	3人	4人	5人
実施回数	57回	93回	70回	90回	120回	150回

⑪ 高齢者食改善（配食サービス）事業

（「③その他の生活支援サービス ○栄養改善を目的とした配食」（56ページ）の該当者を除く）

ひとり暮らし高齢者やその他の要援護高齢者に対して、定期的に配食サービスを提供することにより、生活の基本である食の確保を図ります。

また、配食の際に、高齢者の安否確認を行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	調理：委託業者 配送：公益社団法人 小郡大刀洗広域 シルバー人材センター	対象者の自宅

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	117人	95人	105人	115人	135人	90人
延配食数	17,424食	14,869食	15,500食	16,500食	18,500食	11,500食

⑫ 在宅介護用品給付事業

在宅で寝たきりの高齢者等を介護する世帯に対し、在宅介護を支援するため介護用品（紙おむつ）の給付サービスを提供することにより、寝たきり高齢者等の生活の質の向上を図るとともに、その家族の経済的負担の軽減を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市	対象者の自宅

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	142人	197人	220人	240人	260人	280人
利用件数	1,608件	1,698件	2,050件	2,200件	2,350件	2,600件

⑬ 住宅改修支援事業

居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要介護認定者の住宅改修費支給申請に関する書類を作成した者に対し、経費の助成を行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市	対象事業者への支給

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給額	52,000円	40,000円	56,000円	60,000円	60,000円	60,000円
件数	26件	20件	28件	30件	30件	30件

(2) 権利擁護体制の充実

高齢者の権利が尊重され、守られる仕組みをつくっていくために、高齢者の基本的な権利を擁護する体制づくりや自らの権利を適切に行使できる基盤づくりを進めます。

また、地域の市民、民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながらない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を行います。

① 日常生活自立支援事業の推進

判断能力が十分でない人の日常生活を支援するため、小郡市社会福祉協議会において福祉サービスなどの利用援助、日常生活上の金銭管理などの直接的なサービスを提供する福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を推進していきます。

② 成年後見制度の利用促進

成年後見人が認知症高齢者等に代わって財産管理や契約の締結などを行えるようサポートすることにより、個人の権利を保護します。市民に対する一層の周知・啓発を進めるとともに、制度の定着と円滑な運用を図ります。また、今後は市民後見制度についても検討します。

③ 消費者被害防止及び対応

消費者被害の早期発見や被害の防止につながる意識啓発を図るため、地域の公民館で開催されるサロンや「ふれあいネットワーク」等へ出前講座を行います。

また、消費者被害に関する情報を把握し、ケアマネジャーや民生委員・児童委員等に情報提供し連携して、被害の対応・防止に資するための体制づくりを進めます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市	自治公民館、集会所など

■実績と数値目標等

	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	174人	215人	400人	400人	400人	400人
実施回数	4回	5回	10回	10回	10回	10回

(3) 虐待防止体制の充実

高齢者虐待は、高齢者の権利を侵害する許されない行為です。そのため、関係機関との連携による虐待防止に向けた体制整備や、啓発活動を通じた虐待の未然防止に努めます。

① 被虐待高齢者の早期発見・早期対応

「高齢者虐待防止法」を踏まえ、関係機関が連携のもと高齢者虐待防止の取り組みを推進するとともに、高齢者虐待防止の取り組み方法の検討や個別事例の検討などを行い、関係機関との連携強化や高齢者虐待防止に関する体制整備に努めます。

虐待の早期発見に関する体制整備として、民生委員・児童委員やケアマネジャー等への研修会を実施し、医療機関と連携をとりながら高齢者への虐待防止や虐待の早期発見に努めます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者
介護保険課	市

■実績

	実績		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (12月31日現在)
相談・通報 件数	27 件	12 件	9 件

② 虐待防止の啓発

高齢者のみならずすべての人への虐待を防止するために、地域住民を対象とした講演等の開催、広報誌への関連記事の掲載、パンフレットの作成・配布などを通じて虐待防止に関する啓発活動を行い、見守り体制の充実を図ります。

(4) 認知症ケア体制の整備

認知症は、高齢者で介護が必要となる大きな原因の一つであり、高齢者本人だけでなく、家族や介護者の負担を伴います。また、今後更なる高齢化に伴い、認知症の人も増加することが予想されます。

このため、地域全体で認知症高齢者の生活を支えることができるよう、認知症の正しい理解の普及を図るとともに、認知症高齢者が住み慣れた家庭や地域において自立した生活ができるよう、認知症高齢者へのケア体制の充実を図ります。

① 認知症初期集中支援チームの整備

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うことで、自立生活のサポートを行うチームを整備します。

② 認知症地域支援推進員の設置

認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに設置します。

③ 認知症サポーターの養成

認知症に対する正しい知識の普及と意識啓発のために、認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターの普及を図ります。

今後は広報活動を強化し、学校や地域及び地域と関わりのある職種の人など、市内に認知症サポーターを増やすことで高齢者の見守り体制を整えます。

また、講師の研修や講座内容の検討により、講座の充実を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市、ボランティア	養成講座を実施する場所

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受講者数	193人	564人	250人	250人	250人	250人
講座実施回数	9回	9回	12回	12回	12回	12回

④ 徘徊高齢者家族支援事業（徘徊高齢者位置情報検索サービス）

徘徊がみられる認知症高齢者とその家族がGPSシステムを活用し、所在がわからなくなった高齢者の居場所を早期に把握する事業を広く周知していくことで、高齢者の事故防止を図るとともに、家族が安心して介護できる環境をつくります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	委託事業者	対象者の自宅

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用件数	0件	0件	1件	2件	3件	3件

⑤ 小郡市認知症高齢者等SOSネットワークシステムの実施事業

認知症高齢者等の徘徊による行方不明などの増加が懸念されることから、早期発見による高齢者本人の生命・身体の安全確保と家族介護者への支援として、平成25年2月から小郡警察署と連携した小郡市認知症高齢者等SOSネットワークシステムを実施しています。

同ネットワークシステムには、関係行政機関及び関係事業所等への協力依頼、並びに支援組織等への協力依頼も含んでいます。

また、平成24年度からは福岡県（筑後田園都市推進評議会）を中心に、福岡県南地域の市町村を対象とした各自治体のSOSネットワークの広域連携を開始し、県南地域において安心・安全に住み続けることができる地域づくりにも取り組んでいます。

⑥ 「家族会」の実施

認知症高齢者を介護する家族を支援するため「家族会」を開催し、参加者同士の交流や学習会、ミニイベントなどを通して、介護ストレスの解消、認知症の理解の促進を図ります。

現在、地域包括支援センターが事務局となり、ボランティアの協力のもと運営を行っていますが、今後は運営そのものについても参加者の協力を求め、自主的な活動への発展を促します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
介護保険課	市、ボランティア	市庁舎内

■実績と数値目標等

	実績			数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延参加者数	121人	123人	150人	150人	150人	150人
回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

⑦ 認知症カフェの開設支援

認知症の人やその家族、地域の人、専門家など、認知症に関わる様々な人たちが集い、気軽に会話や情報交換などを楽しむためのカフェ形式の場の開設に対して支援を行います。

⑧ 認知症に対する正しい理解の促進

認知症に対する正しい知識の普及と意識啓発のために、講演会の開催やパンフレット等の各種広報媒体を用いた周知啓発活動を実施します。

(5) 安心・安全対策の推進

高齢者が地域において安心して安全に生活できるよう、関係機関や事業者、各種団体等と連携のもと、交通安全や災害などの緊急時における安全対策を推進します。

① 災害時における高齢者等の要援護者に対する安全の確保

風水害、地震等の災害による被害の防止または軽減を図るために、災害対策会議等の開催や、災害対策本部等の設置、避難所の開設及び応急対策などについて、関係機関との連携を強化します。

また、災害避難時の支援が必要な高齢者の把握など、情報を収集整理して、災害弱者の避難体制を確立します。

② 地域における防災体制の充実

災害発生時初期・大規模災害時において通信・交通手段の途絶により、防災関係機関の公的支援の機能が低下した際は、地域住民による自主的な防災活動が被害拡大防止のために非常に有効であることから、自主防災組織の育成強化を図ります。

今後も、自主防災組織の結成に向けた働きかけを行うとともに、防災関係機関と連携し、地域における避難訓練や図上訓練、勉強会等の実施を支援することにより、地域における防災体制の充実・強化を図ります。

③ 高齢者の交通安全対策の推進

高齢者の生活範囲での安全性の確保に重点を置き、道路照明灯、防護柵などを点検・整備するとともに、歩道の段差解消など安心して暮らせる道路環境づくりを推進します。

また、高齢者等を対象とした各種交通安全教室や交通安全運動を開催し、交通安全に関する知識の普及と交通安全意識の高揚を図ります。

基本目標5 介護保険サービスの充実

(1) 居宅介護（介護予防）サービス等の充実

<居宅介護（介護予防）サービス等>

介護給付	予防給付
①訪問介護	①介護予防訪問介護
②訪問入浴介護	②介護予防訪問入浴介護
③訪問看護	③介護予防訪問看護
④訪問リハビリテーション	④介護予防訪問リハビリテーション
⑤居宅療養管理指導	⑤介護予防居宅療養管理指導
⑥通所介護	⑥介護予防通所介護
⑦通所リハビリテーション	⑦介護予防通所リハビリテーション
⑧短期入所生活介護	⑧介護予防短期入所生活介護
⑨短期入所療養介護	⑨介護予防短期入所療養介護
⑩特定施設入居者生活介護	⑩介護予防特定施設入居者生活介護
⑪福祉用具貸与	⑪介護予防福祉用具貸与
⑫特定福祉用具購入	⑫特定介護予防福祉用具購入
⑬住宅改修	⑬住宅改修
⑭居宅介護支援	⑭介護予防支援

■ 見込み量算出の考え方 ■

- 国が作成した「第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート」を用いて算出しました。
- 要介護（支援）認定者数の推計値をベースとして、平成25年度・26年度の実績から算出する、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①サービス受給者数 ②利用者1人1月あたり利用日数（回数） ③1回（1日）あたり利用単位数 |
|---|

の推計値等を使用して、平成27～29年度のサービス利用者数及び供給量を推計しました。

① 介護予防訪問介護・訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介助や、家事などの日常生活の援助を行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
予防給付	人数／年	1,788	1,776	888
	回数／年	53,587	65,315	83,952
介護給付	回数／年	2,652	3,084	3,672
	人数／年			

② 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
予防給付	回数／年	0	0	0
	人数／年	0	0	0
介護給付	回数／年	276	114	104
	人数／年	72	60	60

③ 介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
予防給付	回数／年	1,734	1,673	1,552
	人数／年	168	156	132
介護給付	回数／年	10,908	12,494	15,212
	人数／年	792	780	852

④ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
予防給付	日数／年	402	536	697
	人数／年	36	36	48
介護給付	日数／年	660	600	667
	人数／年	60	60	60

⑤ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	120	120	132
介護給付	人数／年	2,016	2,448	3,096

⑥ 介護予防通所介護・通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	4,836	5,993	3,740
介護給付	回数／年	67,444	52,130	63,842
	人数／年	4,800	3,456	3,888

⑦ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	2,292	2,400	2,604
介護給付	回数／年	22,546	23,682	25,973
	人数／年	2,280	2,376	2,604

⑧ 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	日数／年	524	526	485
	人数／年	192	240	288
介護給付	日数／年	4,339	3,347	3,211
	人数／年	528	528	576

⑨ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

医療施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
予防給付	日数／年	274	323	385
	人数／年	60	60	72
介護給付	日数／年	2,249	1,207	871
	人数／年	564	564	588

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、入浴・排せつ・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
予防給付	人数／年	144	144	156
介護給付	人数／年	792	864	936

⑪ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ・歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活の便宜を図るための用具を貸与します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
予防給付	人数／年	2,580	3,288	4,296
介護給付	人数／年	5,124	5,472	6,084

⑫ 特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入

入浴や排せつに用いる用具の購入費の9割分を支給します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
予防給付	人数／年	108	132	144
介護給付	人数／年	168	204	276

⑬ 住宅改修

手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする場合、改修費の9割分を支給します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	180	204	216
介護給付	人数／年	72	72	72

⑭ 介護予防支援・居宅介護支援

「介護予防支援」は、要支援者がサービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います（地域包括支援センターで実施）。

「居宅介護支援」は、要介護者がサービス（施設を除く）を適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	8,352	9,696	11,448
介護給付	人数／年	7,956	8,460	9,324



(2) 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう平成18年に創設されたサービスです。市町村が事業者の指定や監督を行い、事業者が所在する市町村に居住する人が利用対象者となります。施設などの規模が小さいため、利用者のニーズにきめ細かく応えることができるサービスです。

<地域密着型サービス>

サービス名	実施状況
介護給付（地域密着型サービス）	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○
夜間対応型訪問介護	
認知症対応型通所介護	○
地域密着型通所介護	予定
小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護含む)	○
認知症対応型共同生活介護	○
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	予定
予防給付（地域密着型介護予防サービス）	
介護予防認知症対応型通所介護	○
介護予防小規模多機能型居宅介護	○
介護予防認知症対応型共同生活介護	○

■ 見込み量算出の考え方 ■

- 国が作成した「第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート」を用いて算出しました。
- 要介護（支援）認定者数の推計値をベースとして、サービス実施（基盤整備）の予定を踏まえ、平成25年度・26年度の実績から算出した、

- ①サービス受給者数
- ②利用者1人1月あたり利用日数（回数）
- ③1回（1日）あたり利用単位数

の推計値等を使用して、平成27～29年度のサービス利用者数及び供給量を推計しました。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	人数／年	96	108	120

② 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などを行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	回数／年	0	0	0
	人数／年	0	0	0
介護給付	回数／年	668	650	728
	人数／年	60	60	60

③ 地域密着型通所介護

デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

通所介護のうち、定員が 18 名以下の小規模な事業所が地域密着型サービスに移行します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	回数／年	0	26,026	31,873
	人数／年	0	1,728	1,944

④ 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護含む）

通所サービスを中心に訪問・宿泊を柔軟に組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	228	360	540
介護給付	人数／年	936	1,164	1,464

<圏域整備の状況（定員）>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
圏域（小郡市）	利用定員総数	125人	125人	150人

※今計画期間内において、1施設を整備します。

※本施設は、地域内の居宅介護の核となる施設として位置づけるため、住宅地内もしくは、それに隣接する場所を基本に整備します。

⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

安定状態にある認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的雰囲気の中で日常生活の世話や機能訓練などを行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
予防給付	人数/年	0	12	12
介護給付	人数/年	1,860	1,860	1,872

<圏域整備の状況（定員）>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
圏域（小郡市）	ユニット数	18ユニット	18ユニット	18ユニット
	利用定員総数	162人	162人	162人

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅での介護が困難な方が特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下）に入所し、食事や入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを提供します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数/年	0	348	348

※今計画期間内において、1施設（29床）の整備を計画します。

※本施設は、施設の特性から、医療との連携が密接に図れる計画内容から優先に整備していきます。

(3) 施設介護サービスの充実

<施設介護サービス>

- ①介護老人福祉施設
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設

■ 見込み量算出の考え方 ■

- 国が作成した「第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート」を用いて算出しました。
- 平成25年度・26年度の実績等に基づき、平成27～29年度の利用者数を推計しました。
- 平成26年度の実績から算出した、サービス利用率、1人1月あたり利用単位数を使用して、給付額を推計しました。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排せつなどの介助、機能訓練、健康管理などを受ける施設サービスです。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数/年	1,716	1,716	1,716

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを受ける施設サービスです。

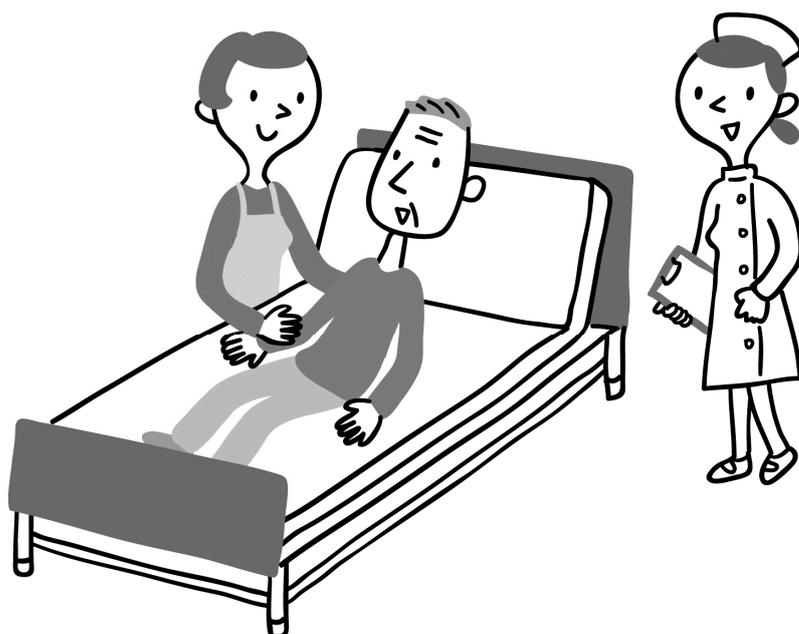
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	人数/年	2,064	2,064	2,064

③ 介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを受ける施設サービスです。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	人数／年	564	564	564

小都市では持ち家率が高く、できる限り家族介護や介護サービスを利用しながら住み慣れた自宅において生活したいとの意向が多かったため、サービス見込み量や目標数値に変更がない限り、施設等の新設・増設等の整備は行いません。



第6章 介護保険事業にかかる費用と保険料の算出

1 事業費算出の流れ

介護保険事業費及び第1号被保険者介護保険料は、計画期間（平成27～29年度）における第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者数の見込み、さらに、介護保険サービス及び地域支援事業にかかる費用見込み等をもとに算定します。

（1）財源

介護保険給付にかかる財源の半分は公費で、半分は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料によりまかなわれています。このうち、第1号被保険者の負担割合は22%と定められており、介護保険料は所得などに応じて決めることになります。

（2）算出の方法

【事業費の見込み】

- ① 介護保険給付費
- + ② 特定入所者介護サービス費
- + ③ 地域支援事業費
- + ④ 高額介護サービス費等、その他

以上合計の22% = ⑤ 第1号被保険者負担相当額

【市町村ごとに異なる係数】

- ⑤ 第1号被保険者負担相当額
- + ⑥ 調整交付金相当額
- ⑦ 調整交付金見込額
- + ⑧ 財政安定化基金償還金
- ⑨ 準備基金取崩額
- ⑩ 財政安定化基金取崩による交付額

⑪ 保険料収納必要額

【第1号被保険者の保険料額の計算】

- ⑪ 保険料収納必要額
- ÷ ⑫ 予定保険料収納率
- ÷ ⑬ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

⑭ 「保険料の基準額」（年額）

2 事業費の見込み

(1) 介護給付費

単位：千円

介護給付	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス			
訪問介護	143,317	170,832	215,999
訪問入浴介護	4,141	2,286	2,101
訪問看護	48,793	57,286	69,648
訪問リハビリテーション	1,884	1,870	1,980
居宅療養管理指導	22,150	26,987	34,407
通所介護	483,593	372,292	458,990
通所リハビリテーション	156,014	164,163	181,948
短期入所生活介護	39,283	32,305	28,803
短期入所療養介護	22,044	16,174	13,710
特定施設入居者生活介護	147,573	160,613	175,780
福祉用具貸与	64,147	68,615	76,354
特定福祉用具購入	4,461	5,933	8,625
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	61,945	92,704	131,012
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護（仮称）		185,867	229,151
認知症対応型通所介護	4,262	4,185	4,569
小規模多機能型居宅介護	144,852	149,677	165,840
認知症対応型共同生活介護	436,731	435,887	438,812
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	87,858	87,858
看護小規模多機能型居宅介護	2,537	20,900	42,014
住宅改修	8,128	7,164	6,945
居宅介護支援	103,372	109,378	120,581
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	432,895	433,100	434,141
介護老人保健施設	520,935	529,419	538,910
介護療養型医療施設	222,656	222,226	222,226
介護給付費計	3,075,713	3,357,721	3,690,404

(2) 予防給付費

単位：千円

予防給付	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス			
介護予防訪問介護	31,385	30,810	15,343
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	5,267	5,041	4,705
介護予防訪問リハビリテーション	1,113	1,482	1,927
介護予防居宅療養管理指導	1,705	1,725	1,827
介護予防通所介護	130,100	154,095	93,438
介護予防通所リハビリテーション	68,368	64,264	62,788
介護予防短期入所生活介護	2,744	2,722	2,480
介護予防短期入所療養介護	1,978	2,311	2,753
介護予防特定施設入居者生活介護	16,024	17,041	18,591
介護予防福祉用具貸与	9,668	11,508	14,357
特定介護予防福祉用具購入	3,174	3,629	4,176
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	10,248	15,702	23,335
介護予防認知症対応型共同生活介護	385	2,596	2,596
住宅改修	23,476	25,771	27,918
介護予防支援	34,655	40,120	47,385
予防給付費計	340,290	378,817	323,619

(3) 標準給付費

単位：千円

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）（A）	3,397,421	3,705,741	3,980,075
特定入所者介護サービス費等給付額（B）	94,375	94,639	101,346
高額介護サービス費等給付額（C）	58,911	61,309	63,805
高額医療合算介護サービス費等給付額（D）	6,606	7,266	7,993
保険給付費（E）＝（A）＋（B）＋（C）＋（D）	3,557,313	3,868,956	4,153,220
算定対象審査支払手数料（F）	2,506	2,767	3,055
標準給付費＝（E）＋（F）	3,559,818	3,871,723	4,156,275

※総給付費は一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を加味しているため、介護給付費と予防給付費の和とは一致しません。

(4) 地域支援事業費

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域支援事業費	102,480	112,096	229,202
保険給付費見込額に対する割合	2.9%	2.9%	5.5%

3 所得段階別加入者数

	基準所得金額	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	構成比	基準額に 対する割合
第 1 段階		2,051 人	2,102 人	2,146 人	(13.8%)	0.50
第 2 段階		821 人	841 人	858 人	(5.5%)	0.65
第 3 段階		727 人	746 人	761 人	(4.9%)	0.75
第 4 段階		2,757 人	2,826 人	2,884 人	(18.5%)	0.90
第 5 段階		2,349 人	2,407 人	2,457 人	(15.8%)	1.00
第 6 段階		1,772 人	1,816 人	1,853 人	(11.9%)	1.20
第 7 段階	1,200,000 円	2,101 人	2,153 人	2,197 人	(14.1%)	1.30
第 8 段階	1,900,000 円	1,422 人	1,458 人	1,488 人	(9.6%)	1.50
第 9 段階	2,900,000 円	496 人	508 人	519 人	(3.3%)	1.70
第 10 段階	4,500,000 円	145 人	149 人	152 人	(1.0%)	1.90
第 11 段階	6,000,000 円	242 人	248 人	253 人	(1.6%)	2.00
計		14,883 人	15,254 人	15,568 人		

4 第1号被保険者介護保険料基準額

標準給付費見込額	11,587,816,000円
	+
地域支援事業費	443,778,000円
	=
介護保険事業費見込額	12,031,594,000円
	×
第1号被保険者負担割合	22%
	=
第1号被保険者負担分相当額	2,646,950,680円
	+
調整交付金相当額	583,127,328円
	-
調整交付金見込額	489,001,000円
	+
財政安定化基金拠出金見込額	0円
	+
財政安定化基金償還金	0円
	-
準備基金取崩額	50,000,000円
	-
財政安定化基金取崩による交付額	0円
	+
市町村特別給付費等	0円
	=
保険料収納必要額	2,691,077,008円
	÷
予定保険料収納率	98.75%
	÷
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数(3年間)	47,686人
	≡
年額保険料	57,147円
	÷
月額に変換	12か月
	≡
月額保険料(基準額)	4,760円
【参考】準備基金取崩額の影響額	88円
【参考】第5期→第6期の増減率	16.1%

介護保険料の所得段階については、被保険者の負担能力に応じた、段階の設定がされており、国の標準段階で第5期の6段階から9段階への見直しが行われています。

小都市では、第5期計画における考え方を踏襲しつつ、さらなる多段階化により、低所得や制度改正に伴う被保険者への保険料負担の軽減を図ります。

<所得段階別の保険料の設定>

所得段階	対象者	保険料基準額に対する割合	月額保険料
第1段階	・生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ・市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.5	2,380円
第2段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者	基準額×0.65	3,090円
第3段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者	基準額×0.75	3,570円
第4段階	市町村民税本人非課税で世帯課税者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.9	4,280円
第5段階	市町村民税本人非課税で世帯課税者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の者	基準額	4,760円
第6段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	5,710円
第7段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が120万円以上190万円未満の者	基準額×1.3	6,180円
第8段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が190万円以上290万円未満の者	基準額×1.5	7,140円
第9段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が290万円以上450万円未満の者	基準額×1.7	8,090円
第10段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が450万円以上600万円未満の者	基準額×1.9	9,040円
第11段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が600万円以上の者	基準額×2.0	9,520円

※第1～3段階は、公費負担導入による軽減前の数値

5 中・長期推計

(1) 事業量の見込み

①介護給付費

単位：千円

介護給付	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅サービス		
訪問介護	260,430	332,226
訪問入浴介護	2,293	2,864
訪問看護	78,770	100,186
訪問リハビリテーション	2,155	2,762
居宅療養管理指導	41,787	52,976
通所介護	554,553	708,924
通所リハビリテーション	203,801	257,972
短期入所生活介護	32,901	41,430
短期入所療養介護	13,665	17,492
特定施設入居者生活介護	172,339	194,396
福祉用具貸与	88,036	112,990
特定福祉用具購入	10,911	14,360
地域密着型サービス		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	157,003	193,011
夜間対応型訪問介護	0	0
地域密着型通所介護（仮称）	276,861	353,931
認知症対応型通所介護	5,138	6,381
小規模多機能型居宅介護	194,641	243,130
認知症対応型共同生活介護	494,872	539,504
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	87,858	87,858
看護小規模多機能型居宅介護	67,516	67,831
住宅改修	7,404	9,239
居宅介護支援	142,563	182,468
介護保険施設サービス		
介護老人福祉施設	460,281	509,624
介護老人保健施設	566,237	619,435
介護療養型医療施設	222,226	222,226
介護給付費計	4,144,241	4,873,216

②予防給付費

単位：千円

予防給付	平成32年度	平成37年度
居宅サービス		
介護予防訪問介護		
介護予防訪問入浴介護	0	0
介護予防訪問看護	4,830	5,553
介護予防訪問リハビリテーション	2,227	2,569
介護予防居宅療養管理指導	2,229	2,561
介護予防通所介護		
介護予防通所リハビリテーション	73,554	87,187
介護予防短期入所生活介護	2,893	3,335
介護予防短期入所療養介護	3,137	3,606
介護予防特定施設入居者生活介護	18,504	20,176
介護予防福祉用具貸与	17,147	19,755
特定介護予防福祉用具購入	4,898	5,633
地域密着型サービス		
介護予防認知症対応型通所介護	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	29,672	34,224
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,916	4,109
住宅改修	31,601	36,368
介護予防支援	57,964	66,810
予防給付費計	252,572	291,886

③標準給付費

単位：千円

区 分	平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）（A）	4,359,253	5,119,665
特定入所者介護サービス費等給付額（B）	129,626	195,359
高額介護サービス費等給付額（C）	71,920	87,801
高額医療合算介護サービス費等給付額（D）	10,638	17,133
保険給付費（E）＝（A）＋（B）＋（C）＋（D）	4,571,437	5,419,958
算定対象審査支払手数料（F）	4,113	6,752
標準給付費 ＝（E）＋（F）	4,575,550	5,426,710

④地域支援事業費

単位：千円

	平成 32 年度	平成 37 年度
地域支援事業費	239,559 円	262,371 円
保険給付費見込額（E）に対する割合	5.2%	4.8%

(2) 第1号被保険者介護保険料基準額

平成32年度

標準給付費見込額	4,575,550,000円
	+
地域支援事業費	239,559,000円
	=
介護保険事業費見込額	4,815,109,000円
	×
第1号被保険者負担割合	23%
	=
第1号被保険者負担分相当額	1,107,475,070円
	+
調整交付金相当額	237,485,988円
	-
調整交付金見込額	162,915,000円
	+
財政安定化基金拠出金見込額	0円
	+
財政安定化基金償還金	0円
	-
準備基金取崩額	0円
	-
財政安定化基金取崩による交付額	0円
	+
市町村特別給付費等	0円
	=
保険料収納必要額	1,182,046,058円
	÷
予定保険料収納率	98.75%
	÷
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数	16,898人
	=
年額保険料	70,837円
	÷
月額に変換	12か月
	≡
月額保険料(基準額)	5,900円

平成37年度

標準給付費見込額	5,426,710,000円
	+
地域支援事業費	262,371,000円
	=
介護保険事業費見込額	5,689,081,000円
	×
第1号被保険者負担割合	24%
	=
第1号被保険者負担分相当額	1,365,379,440円
	+
調整交付金相当額	280,614,299円
	-
調整交付金見込額	166,124,000円
	+
財政安定化基金拠出金見込額	0円
	+
財政安定化基金償還金	0円
	-
準備基金取崩額	0円
	-
財政安定化基金取崩による交付額	0円
	+
市町村特別給付費等	0円
	=
保険料収納必要額	1,479,869,739円
	÷
予定保険料収納率	98.75%
	÷
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数	17,492人
	≡
年額保険料	85,675円
	÷
月額に変換	12か月
	≡
月額保険料(基準額)	7,140円

第7章 計画の推進体制

1 サービスの適正化と質の向上

(1) サービス提供状況の把握及び改善

介護サービスの担い手の資質の向上に努めます。そのため、県や県社会福祉協議会が行う養成講座等について、広報などを通じて参加の呼びかけを行います。

また、各事業者等に意見を聴き把握した制度上の問題点や介護労働者の勤務状況を把握整理し、機会のあるごとに国・県へ問題を提起しながら、上質なサービスの確保及び内容の一層の向上に努めます。

(2) 介護（予防）給付の適正化の推進

介護サービス事業者の質の向上を図るとともに、保険給付の無駄を削減し、介護サービス利用者にとって真に必要なサービスが適切に提供されるように、介護給付適正化事業（①要介護認定の適正化、②ケアマネジメント等の適正化、③介護報酬請求の適正化）の実施・充実に取り組みます。また、事業に関するマニュアルの作成や結果等についての事業所への情報提供などを行い、給付の適正化をより一層推進します。

さらに、利用者からの苦情への対応や適切な契約締結の推進などに積極的に取り組みます。事業者に対しては、介護サービスは公的サービスであるとの認識を深め、契約締結の際に必要な内容の記載を指導するなど、トラブルの防止に努めます。

(3) ケアマネジャーの資質向上

ケアマネジャーの資質向上により、居宅サービス等の質の向上を図るために、市内のサービス事業所に勤務するケアマネジャーが業務を行う上で必要な情報の伝達や共有、研修等の機会を充実し、専門性を深めます。

また、県の養成講座等への参加の呼びかけや集団指導などを実施し、資質の向上を図ります。

(4) 指導・監査体制の整備

小郡市が事業者指定等の権限を有する地域密着型サービス事業者については、サービス内容に関する適切な審査を行い、事業者の指定を行っていきます。指定した事業者に対しては、指導・監査方針に基づき適切な指導を実施し、必要な場合は監査を実施します。

また、介護保険事業の適正な運営が図れるよう、県が指定権限を有する介護サービス事業者等に対しても、きめ細かな指導・監査等の実施が可能となるよう対応を行っていきます。

さらに、高齢者の権利擁護や虐待防止等の、高齢者の人権に配慮した指導・監査を実施するとともに、集団指導の開催に努め、機会の充実を図ります。

(5) 相談・苦情処理の体制づくり

利用者がより円滑に、より充実したサービスを利用することができるよう、要介護認定からサービスの内容に関することまで、あらゆる相談に対応できる体制が必要となります。

このため、市民が気軽に相談できる環境づくりを図るため、月2回の出張相談窓口の開催（平日及び日曜日）を計画し、身近な相談窓口づくりに努めます。

また、介護保険課、地域包括支援センターや小郡市在宅介護支援センターの相談窓口だけでなく、市内の関係団体・サービス事業者・福祉従事者・民生委員・児童委員など、地域の多くの人々からの意見収集に努めます。

2 関係機関との連携

(1) 市関係部局の連携

小郡市が取り組む各種事業の展開にあたっては、高齢者福祉の視点を持つことが必要です。そのため、市の関係部局が幅広く連携し、高齢者の視点に立ったまちづくりを推進します。

高齢者の自立支援や各種事業の展開を計画的・総合的に進めるとともに、計画の円滑な推進に向けて、各関係部局の連携を密にし、目標の実現に努めます。

(2) 地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備

高齢者の尊厳を守り、地域包括ケアシステムを推進していくためには、地域の福祉サービスの提供を総合的にバックアップし、地域で身近な総合相談・支援の機能を果たす、地域包括支援センターの持つ役割が非常に重要なものとなります。

今後、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括支援センターの運営を担う人材の育成と確保に努め、機能充実を図っていきます。

(3) 小郡市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉活動を目的とし、地域における福祉の担い手としての市民の社会福祉活動への参加を支援するとともに、各種の相談業務、福祉サービスの提供を行っています。今後は、さらに地域に根ざした組織としての確立を支援していきます。

また、行政とのつながりも深く、地域と行政との調整役としての役割をさらに強化できるよう、さらなる連携を図ります。

3 計画の進行管理及び点検

本計画の進行状況を把握・管理するために、小郡市老人福祉計画作成協議会において、高齢者福祉、介護保険の各事業における毎年の実行状況を整理し、計画の進行状況の点検や評価を行います。

その内容は以下の通りです。

- 在宅高齢者福祉サービス、介護サービスの提供状況についての評価
- 質的な観点や地域の保健・医療・福祉の関係者の意見を反映すること

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、その結果を毎年度とりまとめ、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

4 計画の周知

本計画の内容や小郡市の高齢者福祉事業などについて、対象となる高齢者をはじめとして、広く市民に周知していくため、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体を活用して、広報・PR活動に取り組みます。

また、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

資料編

○小郡市老人福祉計画作成協議会設置規則

平成 10 年 6 月 19 日

規則第 18 号

小郡市老人保健福祉計画策定検討協議会設置規則(平成 5 年小郡市規則第 11 号)の全部を改正する。

(設置及び目的)

第 1 条 この規則は、小郡市老人福祉計画及び小郡市介護保険事業計画を作成又は見直しするため、小郡市老人福祉計画作成協議会(以下「協議会」という。)を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(業務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討・協議を行う。

- (1) 小郡市老人福祉計画の作成又は見直しに関すること。
- (2) 小郡市介護保険事業計画の作成又は見直しに関すること。
- (3) 小郡市老人福祉計画の進行管理に関すること。
- (4) 小郡市介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (5) その他前 4 号の目的達成に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 22 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 小郡三井医師会代表
- (2) 民生委員・児童委員協議会代表
- (3) 老人クラブ連合会会長及び女性副会長
- (4) 老人福祉施設長
- (5) 介護老人福祉施設長
- (6) 介護老人保健施設長
- (7) 社会福祉協議会代表
- (8) 公益社団法人小郡大刀洗広域シルバー人材センター代表
- (9) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、関係機関の代表から意見を聞くことができる。

（プライバシーの保護）

第7条 委員は、協議会において知り得た個人のプライバシーの保護について、十分に配慮しなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成23年小郡市条例第9号)を適用する。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（中略）

附 則（平成26年3月17日規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○小郡市老人福祉計画作成協議会 委員名簿

番号	第3条 第1項	組織等	職名	氏名
1	第1号	小郡三井医師会 代表	医療法人社団 豊泉会 弥生ファミリー クリニック 院長	◎佐々木 一彦
2	第1号	小郡三井医師会 代表	医療法人社団 豊泉会 理事長	丸山 泉
3	第2号	民生委員児童委員協議会 代表	会 長	○坂田 耕三
4	第2号	民生委員児童委員協議会 代表	副会長	荒川 ますみ
5	第3号	老人クラブ連合会会長 及び女性副会長	会 長	長谷 紹男
6	第3号	老人クラブ連合会会長 及び女性副会長	副会長	熊手 須美子
7	第4号	老人福祉施設長	小郡池月苑 施設長	永利 新慈
8	第5号	介護老人福祉施設長	青寿苑 施設長	山津 真規子
9	第6号	介護老人保健施設長	しらすぎ苑 苑長	柳 文 生
10	第7号	社会福祉法人 小郡市社会福祉協議会 代表	会 長	吉塚 邦之
11	第8号	公益社団法人 小郡大刀洗 広域シルバー人材センター 代表	理事長	池田 清巳
12	第9号	その他市長が必要と認める者	グループホーム幸 管理者	竹内 篤徳
13	第9号	その他市長が必要と認める者	介護家族 「笑顔のつどい」 会長	久永 由紀子
14	第9号	その他市長が必要と認める者	公 募	森田 由美子
15	第9号	その他市長が必要と認める者	公 募	森 雅哉

◎会長 ○副会長

○策定経過

日時	会議等	概要
平成25年 12月9日	第1回 小郡市老人福祉計画作成協議会	第6期老人福祉計画・介護保険事業計画の概要等について 市民意識調査（一般高齢者用・認定者用）について
平成26年 1月15日～ 1月28日	高齢者福祉実態調査	
平成26年 5月	高齢者福祉・介護に係る課題調査	
平成26年 3月18日	第2回 小郡市老人福祉計画作成協議会	実態調査（一般高齢者用）の結果報告について 実態調査（認定者用）の結果報告について
平成26年 10月8日	第3回 小郡市老人福祉計画作成協議会	第5期老人福祉計画・介護保険事業経過報告及び第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について
平成27年 1月14日	第4回 小郡市老人福祉計画作成協議会	第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）の素案について
平成27年 1月19日～ 1月30日	パブリック・コメント	
平成27年 2月16日	第5回 小郡市老人福祉計画作成協議会	パブリック・コメント（意見募集）の実施結果の報告について 最終計画案の承認について

○用語解説

か 行	介護報酬	介護保険サービスを提供した事業者を支払われる「費用単価」のこと。指定居宅サービス・指定居宅介護支援・指定施設サービス等の区分及び地域区分が設けられている。
	介護予防	元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い、状態に合った健康づくりを行うことを指す。
	介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者の多様なニーズに、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組み。生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施する。住民主体のサービス利用等により費用の効率化を同時に図る。
	ケアプラン	ケアマネジメントの過程において、アセスメント（課題分析）により利用者のニーズを把握し、必要なサービスを検討して作成する介護サービス計画。
	ケアマネジャー （介護支援専門員）	要介護者等からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるよう事業者等との連絡調整を行い、ケアプラン（介護サービス計画）を作成する専門的な知識・技術を有する専門職。
	高額介護サービス費	所得が一定以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険給付から支給する制度。
さ 行	作業療法士（OT）	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、医師の指示により、身体または精神に障害のある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法によってリハビリテーションを行う専門技術者。
	社会福祉士	1987年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職。専門知識と技術を用いて、身体的・精神的障害または環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある人に対し、福祉に関する相談・助言・指導その他の援助を行う。
	生活習慣病	従来、成人病として扱われていた脳卒中、心臓病、がん、糖尿病に加え、肝疾患、胃潰瘍、骨粗しょう症などの食事、運動、休養、喫煙、飲食等の生活習慣によって、発症や進行が影響を受ける疾病。
	成年後見制度	財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれのある、病気や障害のため判断能力が著しく低下した人を保護・支援する制度。選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行う。
た 行	地域ケア	高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく体制。
	地域密着型サービス	認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域の中で提供される多様で柔軟な介護サービス。市町村が事業者指定の権限を持ち、原則としてその市町村の住民のみが利用できる。

た 行	超高齢社会	全人口に占める 65 歳以上人口の割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と言われている。
	特定入所者介護サービス費	所得が一定以下の要介護（支援）認定者が施設サービスなどを利用した場合、食費・居住費等の負担を軽減するために支給される給付。
な 行	二次医療圏	地理的条件等の自然的条件や日常生活の需要の充足状況、交通事情等を考慮し、一体の区域として、入院医療を提供することが相当であるとする単位のこと。病床数等を二次医療圏ごとに規定している。
	認知症	脳の障害によって起こる症状で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。
	認知症ケアパス	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、知るためのもの。
	認知症サポーター	養成講座を受講することで、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。
	認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う。
は 行	バリアフリー	「障壁がないこと」を指す。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的なバリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方。
	看護小規模多機能型居宅介護	第5期介護計画で新設された地域密着型サービスの複合型サービスが名称変更により、看護小規模多機能型居宅介護となった。小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型のサービス。これにより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられる。
や 行	ユニバーサルデザイン	高齢者や障害のある人、子どもなど、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。
	要介護者	①要介護状態にある65歳以上の人。 ②要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。
	要支援者	①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の人。 ②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。
ら 行	理学療法士（PT）	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う専門技術者。

小 郡 市

第 6 期 高 齡 者 福 祉 計 画 ・ 介 護 保 險 事 業 計 画

発 行 年 月 平 成 27 年 3 月

発 行 福 岡 県 小 郡 市

編 集 小 郡 市 保 健 福 祉 部 介 護 保 険 課

〒838-0198 福 岡 県 小 郡 市 小 郡 255-1

TEL 0942-72-2111 / FAX 0942-73-4466

<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>